

町会・自治会 運営ガイドブック



コダイくん



ロマンちゃん



令和5年1月発行

(令和6年2月一部更新)

(令和7年1月一部更新)

(令和8年1月一部更新)

町会・自治会活性化委員会

和泉市町会連合会

和泉市

もくじ

本ガイドブックへの掲載内容は、原則令和4年
10月時点(一部令和8年1月更新)のものです。

1. はじめに	
2. 和泉市町会連合会について	
(1) 町会連合会行事について	2ページ
(2) 各アンケート結果の共有	3ページ
3. 町会・自治会の運営について	
(1) 町会・自治会の組織と運営	7ページ
(2) 総会について	9ページ
(3) 町会・自治会の活性化について	12ページ
(4) 活動実例	14ページ
(5) ICTの活用について	29ページ
(6) コロナ禍の活動について	33ページ
4. 会員の勧誘について(加入促進)	
会員の勧誘について(加入促進)	36ページ
5. 認可地縁団体について	
(1) 法人格取得のための手続きについて	46ページ
(2) 法人格取得後の手続きについて	48ページ
6. 町会・自治会に対する各種支援について	
(1) 補助金制度について	50ページ
(2) その他の支援制度について	53ページ
7. 町会・自治会に対する依頼事項について	
(1) 各種募金依頼について	56ページ
(2) 各種委員等の選出・就任依頼について	57ページ
(3) 広報いずみの配布について	59ページ
(4) その他の依頼事項等について	60ページ
8. その他	
(1) よくあるお問い合わせ(行政機関への問い合わせ)	62ページ
(2) よくあるお問い合わせ(運営に関する問い合わせ)	64ページ
(3) 「明るくあいさつをするまち宣言」について	67ページ

付 録

①和泉市町会連合会規約	68ページ
②年間スケジュール	72ページ
③町会・自治会規約(例)	76ページ
④和泉市役所直通電話一覧(令和7年4月時点)	82ページ
⑤市内各施設電話番号一覧(令和7年11月時点)	85ページ

1. はじめに

町会・自治会とは、一定の区域に住所を有する人々で結成され、区域内の住民相互の連絡、環境の整備、会館等集会施設の維持管理等、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行っている団体を指します。

町会・自治会は、地域コミュニティの核となる存在です。社会情勢は刻一刻と変化していきませんが、様々な世代や家族構成の他人同士が同じ地域で暮らしていく中で、日々の暮らしを快適にしたい時、大きな災害が起こった時、近くの住民と交流を持ちたい時、そこには町会・自治会の存在が不可欠です。

近年、社会情勢の変化により、町会・自治会離れが進んでおり、令和4年4月時点で和泉市町会連合会の加入率※は、47.4%となっています。一昔前は加入して当然だった町会・自治会も、今や「加入のメリットがない」「わずらわしい」などを理由に、引っ越してきても加入しない世帯や、退会する世帯も増えてきています。

また、町会・自治会の代表である会長職についても、「くじ引きで選ばれたけど、何をしたらいいのか分からない。」「他の町会・自治会との接点がなく、どのような活動をしているのか分からない。」というような声も聞かれます。

このような状況の中、町会・自治会長が町会・自治会を運営していく上で、ふと不安になって立ち止まったり、手続きを調べたくなった時に、手に取っていただける存在になればと考え、この度「町会・自治会運営ガイドブック」を作成しました。このガイドブックを使用することで、少しでも町会・自治会の活性化に繋げていただけると幸いです。

令和4年度 町会・自治会活性化委員会 委員一同

※加入率…和泉市町会連合会に加入している世帯数（毎年4月1日時点）を住民基本台帳に記載されている世帯数で除して算出。

～ 町会・自治会活性化委員会について ～

町会・自治会活性化委員会は、和泉市町会連合会における21人の校区会長の中から、和泉市町会連合会の会長と各地域から就任した6人の合計7人の委員により結成された組織で、町会・自治会を活性化させることを目的として、定期的に委員会を開催しています。

令和2年度には、会員を対象としたアンケートを実施（P. 3「**■**会員を対象としたアンケート」参照）することで、現状の把握や課題の洗い出しを行い、令和3年度末には、会員を対象としたアンケート結果で浮き彫りになった課題を検証することなどを目的に、町会・自治会長に対してアンケートを実施（P. 5「**■**町会・自治会活性化に関するアンケート」参照）しました。これら2つのアンケート結果に基づく集大成として「町会・自治会運営ガイドブック」を作成しました。

2. 和泉市町会連合会について

和泉市町会連合会（以下、「町会連合会」という。）は、和泉市政に係る良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とし、昭和32年3月に結成されました。結成当時は72であった加盟団体数も令和4年10月時点では200団体に増えていますが、加入率については年々低下しているのが実状です。【参考①】

町会連合会は、和泉市内の21小学校・義務教育学区の代表者（以下、「校区会長」という。）と各町会・自治会長で構成され、役員として、21人の校区会長の中から、会長1名、副会長4名、会計1名が総会の承認を得て就任します。【参考②】

町会連合会に加盟することで、有益な情報提供を受けたり、町会連合会独自の補助制度による補助金等を受けることができます。

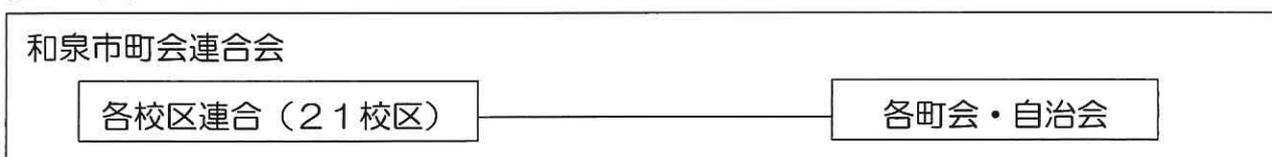
【参考①】 和泉市町会連合会加盟町会・自治会の加入率及び構成

町会・自治会加入率等の推移（毎年4月1日時点）					
年度	令和7年度	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度
町会連合会加盟団体数	199	200	201	199	200
加入率	42.2%	44.6%	46.0%	47.4%	49.3%
前年度比	-2.4	-1.4	-1.4	-1.9	-4.7

※加入率の算出方法については、和泉市町会連合会に加入している世帯数（毎年4月1日時点）を住民基本台帳に記載されている世帯数で除したものです。

町会・自治会の規模（令和4年10月1日時点）						
世帯数	~50	51 ~100	101 ~150	151 ~300	301 ~500	501~
団体数 (200)	26	28	43	75	16	12

【参考②】 和泉市町会連合会組織図



（1）町会連合会行事について

町会連合会では、下記の行事を開催しています。ただし、新型コロナウイルス感染症等の影響を受け、中止もしくは書面開催等になる場合があります。

・総会

町会連合会の最高議決機関であり、前年度の事業報告・決算報告及び事業計画・予算等を審議します。

実施時期：5月（ゴールデンウィーク明けの土曜日）

・校区会長会議【校区会長のみ】

町会連合会の円滑な運営に資する案件審議や、市からの施策・情報等を共有し、各町会・自治会長及び会員に伝達します。

実施時期：原則毎月18日（8月を除く）

・視察研修会【校区会長のみ】

自分たちのまちをより良く安心して住み続けられるよう、それぞれの地域にあったきめ細やかな活動を展開していく糧として役立てることを目的として、先進施設等を対象とした視察研修会を実施しています。

実施時期：11月初旬

・友好都市かつらぎ町交流会【校区会長のみ】

和泉市の友好都市である和歌山県かつらぎ町の自治区長会との交流会を実施しています。

実施時期：10月下旬～11月初旬

・泉北三市一町自治会・町会連合会協議会総会【連合会長・連合副会長のみ】

近隣自治体である高石市・泉大津市・忠岡町の連合会役員と、町会・自治会が抱えている問題点等について意見交換を実施しています。

実施時期：11月中旬

・その他の行事

和泉市町会連合会規約（P. 68付録①）第1条に規定する町会連合会の目的を達成するため、市等関係機関と連携し、各種研修会等を企画する場合があります。各種研修会等を開催する場合は、対象者に対して校区会長会議等を通じて別途ご案内いたします。

（2）各アンケート結果の共有

町会・自治会活性化委員会では、令和2年度に会員を対象としたアンケートを、令和3年度に町会・自治会長を対象とした町会・自治会活性化に関するアンケートを実施しました。

■会員を対象としたアンケート

実施時期：令和2年7月依頼～11月中旬提出期限

対象：会員（198町会・自治会中152団体が実施）

回答数：13,717件（回答率39%）

アンケート集計

※回答の割合は端数の関係で合計が100%にならない場合もあります。

1.今の町会・自治会はあなたにとって満足出来るものですか？

	回答数	割合
①大変満足	1550	11%
②ある程度満足	8142	59%
③やや不満	2062	15%
④大変不満	409	3%
⑤関心がない	1219	9%
無回答	335	2%
合計	13717	

回答枚数	
13,717	
世帯数 (令和2年4月時点)	
回答町会・自治会のみ	全体
35,132	43,148
回答率	
39%	32%
回答町会・自治会数	
152/198	

2.質問1で①と②を選択された方に、理由をお尋ねします。(複数回答可)

	回答数	割合
・地域の防犯に役に立っている	5694	35%
・良い環境づくりに貢献している	5607	35%
・楽しい行事がある	1658	10%
・交流の機会がある(子供会、青年団、老人クラブ等)	3090	19%
合計	16049	

3.質問1で③と④を選択された方に、理由をお尋ねします。(複数回答可)

	回答数	割合
・行事・活動等の参加者がいつも少ない	858	16%
・町会・自治会の活動への参画のしかたがわからない	482	9%
・町会・自治会の行事や活動が多すぎる感じがする	361	7%
・会費が負担に感じる	988	18%
・地域との「つながり」が大事だと思っただことがない	253	5%
・必要なことは全部市役所がしてくれる	327	6%
・役員等の役目は負担に感じる	1752	32%
・広報の配布等行政からの依頼事項が多すぎる	464	8%
合計	5485	

4.地域と行政とのパイプ役が、町会・自治会であることをご存知ですか？

	回答数	割合
・知っている	10800	79%
・知らない	2418	18%
・無回答	499	4%
合計	13717	

5.今後の町会・自治会(行事を含む)に望むことは？(複数回答可)

	回答数	割合
・イベント等の交流が図れる場づくり	2024	9%
・活動がわかる情報発信(PR)	3370	14%
・防犯・防災活動の充実	7186	31%
・仕事・子育て等、家庭の事情を考慮した加入しやすい町会・自治会の体制	4288	18%
・会員と非会員を明確にしてほしい	1751	8%
・高齢でも行事へ参加しやすいように考慮された町会・自治会にしてほしい	2860	12%
・無回答	1841	8%
合計	23320	

6.年齢をお聞かせ下さい。

	回答数	割合
・～30歳代	719	5%
・40歳代	1996	15%
・50歳代	2392	17%
・60歳代	2962	22%
・70歳代	3908	28%
・80歳以上	1413	10%
・無回答	327	2%
合計	13717	

7.性別をお聞かせ下さい。

	回答数	割合
・男性	5819	42%
・女性	7333	53%
・無回答	565	4%
合計	13717	



アンケート結果中「3. 質問1で③と④を選択された方に、理由をお尋ねします。(複数回答可)」の集計結果について、町会・自治会活性化に関するアンケートにおいて、町会・自治会長にコメントを求めたところ、「正直な回答結果だと思う。」「役員選任が大変。幅広い住民参加への工夫が必要。」「会費を払っても見返りがない。」「加入に関して目に見えるメリットを求めていると感じる。」等のご意見がありました。

会員に対するこのようなアンケートの取組みは初めての試みでしたが、質問への回答のほか、様々な意見が寄せられました。

■町会・自治会活性化に関するアンケート【記載項目は抜粋】

実施時期：令和4年3月依頼～4月下旬提出期限

対象：町会・自治会長

回答数：150件（回答率75%）

※回答の割合は端数の関係で合計が100%にならない場合もあります。

※アンケートを提出したものの当該質問に回答されていない町会・自治会については「その他」にカウントしています。

・会費（年額）

0円 ～3千円	3千4百円 ～8千4百円	1万円 ～1万8千円	1万8千円～	その他
30%	55%	8%	1%	6%

※全体の22%の町会・自治会が「生活保護受給世帯は全額免除」「独居者は減額」「自営業者は増額」等の要件に基づき会費は「一律ではない」と回答されています。

・入会金

入会金については、全体の29%の町会・自治会で取り入れられています。

千円 ～5千円	6千円 ～1万円	2万円 ～3万円	5万円～	その他
20%	14%	52%	9%	4%



会費については、年額6千円（月額500円）としている町会・自治会が39団体と一番多く、次いで年額3千円（月額250円）としている町会・自治会が19団体ありました。

一方、入会金については、2万円としている町会・自治会が11団体と一番多く、次いで3万円としている町会・自治会が9団体ありました。入会金については、よく会館の建設費用の公平負担が請求理由に挙げられますが、令和2年度に実施した会員を対象としたアンケートの質問3でも、「会費が負担に感じる」という意見が、町会・自治会に対して「やや不満」「大変不満」と回答した理由の2番目に多い意見となっています。

会費・入会金については、規約や総会の議決に基づき規定されている町会・自治会が多いと思われませんが、その都度、適正かどうか等実状に合わせて検討することも必要です。

・役員等の選出方法

	選挙	くじ引き	輪番制	推薦	その他
会長	28%	16%	9%	28%	19%
会長以外	20%	17%	10%	32%	22%
班長・組長	1%	3%	81%	2%	13%

※班長・組長に関しては「班長・組長という役割はない」という回答が5%（「その他」を含む）ありました。



選挙や推薦で選出する場合、積極的な人が継続して役員等に就任できる反面、一部の人に負担が偏ったり、そもそも候補者が見つからないという場合も危惧されます。

くじ引きや輪番制で選出する場合、役員等の候補者に困ることは少なくなる反面、特別な事情がある世帯への配慮が必要になります。

また、「その他」の回答として「前任者が選考している。(会長)」「会長の指名(会長以外)」という意見もありました。

・役員等の免除制度

役員等の免除制度については、全体の34%の町会・自治会で取り入れられています。主な免除要件としては、「年齢(70歳以上～86歳以上まで様々)」「会長経験者」「個人・家庭の事情」、会長職に関しては「過去に会長職に就任した場合」が挙げられました。



会員の高齢化や定年の延長、家庭環境の複雑化等により、町会・自治会の役員等のなり手は年々減少しており、選出が困難になってきています。そのため、役員等の免除制度を取り入れている町会・自治会も出てきています。役員等の免除制度を取り入れる場合は、公平性を保つため、その免除要件について、総会等で会員の了承を得て決定することが望ましいです。

・役員等の報酬額(年間)

役員等の報酬制度については、全体の29%の町会・自治会で取り入れられています。

	千円 ～5千円	6千円 ～1万円	1万1千円 ～2万円	2万1千円 ～5万円	5万1千円 ～10万円	その他
会長	14%	20%	14%	41%	7%	5%
会長以外	20%	34%	7%	16%	0%	22%
班長・組長	36%	6%	0%	0%	0%	57%

※班長・組長に関しては「班長・組長には報酬を支給していない」という回答が57%（＝「その他」）ありました。



会員の高齢化や定年の延長、家庭環境の複雑化等により、町会・自治会の役員等のなり手は年々減少しており、選出が困難になってきています。そのため、以前は無報酬が当たり前であった役員等についても、報酬制度を取り入れている町会・自治会も出てきています。ただし、報酬の財源は会員からの会費になるため、報酬額については、総会等で会員の了承を得て決定することが望ましいです。

なお、報酬を支給する場合は源泉徴収等所定の事務手続きが必要になります。

3. 町会・自治会の運営について

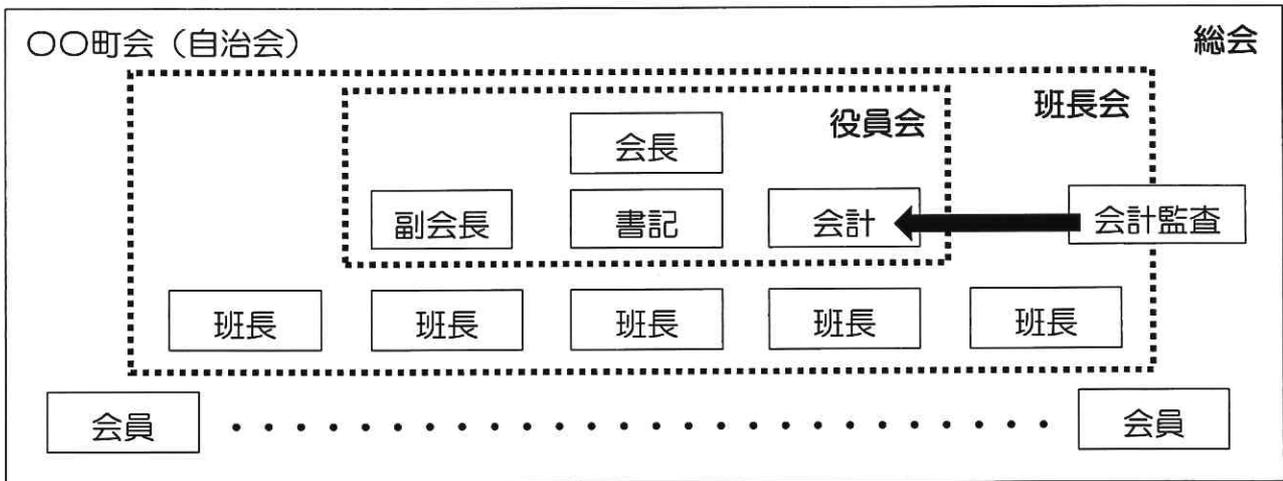
町会・自治会は、任意団体であり、特定の法律の制約を受けません（ただし、認可地縁団体（P. 46）は除く）。そのため、地域の実状に応じて様々な運営方法が考えられます。

（1）町会・自治会の組織と運営

・組織形態の例

町会・自治会を構成するのは、組織の代表である会長と、それを補佐する副会長等の役員と、その下部に各地域（班）から選出された班長というのが一般的で、それぞれ「役員会」や「班長会」などの会議体が存在します。これらは町会・自治会の規模により異なります。その他に、独立した組織として、防犯部会や広報部会、夏祭り実行委員会等を町会・自治会の実状に合わせて設置している場合もあります。【参考③】

【参考③】町会・自治会の組織（例）



・規約（会則）について

様々な世代や家族構成の他人同士で結成されている町会・自治会では、共通のルールを共有する必要があり、その共通ルールは一般的に「規約」や「会則」という言葉で表現されます。規約（会則）を制定したり、内容を改正する場合には、総会等で広く会員の承認を受ける必要があります。規約（会則）の例を付録③（P. 76）に記載していますので参考にしてください。

なお、認可地縁団体（P. 46）については、規約（会則）の制定が条件となっており、その規定内容についても地方自治法の制約を受けますので、規約（会則）の改正を検討している場合は、事前に市役所公民協働推進担当にご相談ください。

・会長職について

町会・自治会の会長は、町会・自治会の代表として、各会員からの意見を吸い上げ、行政等関係機関に繋げたり、各役員に業務を采配する等活動の中心になります。代表的な業務としては、総会等各行事の招集・あいさつ、連合の会議への出席や各補助金の申請等が挙げられます。ただし、各町会・自治会に特化した業務も多く想定されるため、前任の会長からの引継ぎが重要になります。



くじや輪番等で就任された会長も少なくないと思いますが、会長職は担う役割や責任が多い分、やりがいや達成感を感じる機会も多くなります。また、校区や町会・自治会内等の交流も生まれます。本ガイドブックを参考に、役員と協力して、個人に無理のない範囲で、地域に貢献していただければと思います。

・会計について

町会・自治会の収入の中心は会員からの会費です。そのため、明瞭な会計処理を行うことが必要です。収入については、会費・寄付金・財産収入・市からの補助金等、支出については、会館や防犯灯の維持管理費・活動に要する費用等が挙げられます。

会計事務を行うにあたり、町会・自治会の口座を開設し、お金の入出金を通帳及び現金出納簿等で定期的に管理し、複数人で確認します。1年間の収入・支出が終わると「決算書」を作成し、会計監査によるチェックを受け、総会等で報告します。

なお、町会・自治会におけるお金の管理については、平成22年に総務省から「コミュニティ団体運営の手引き～自治会、町内会、その他地域活動を行うグループの皆さまに～」という資料が作成されています。(Yahoo!やGoogle等検索エンジンにて「総務省 コミュニティ団体運営の手引き」と検索すると閲覧できます。)

・個人情報について

町会・自治会で取得・管理している個人情報(会員の氏名、住所、電話番号、メールアドレス、家族構成等)についても「個人情報保護法」が適用され、適切な運用が求められます。個人情報の提供を求める際には、利用目的を明確にし、保管する場合は、会館等にて鍵がかかるロッカーで保管してください。パソコン等においてデータで管理する場合は、ウイルス対策ソフトを使用するなど情報が流出しないようにしてください。

・男女共同参画の視点

町会・自治会をスムーズに運営していくためには、様々な会員の視点が必要になり、性別や年齢にとらわれず多様な人材の参画が求められます。なお、令和4年4月時点で、校区会長も含む各会長中、女性会長の割合は7.5%です。

・事業計画

町会・自治会の年間事業スケジュールを作成し、会員に周知することで、各行事への参加を促すことができます。【参考④】

【参考④】 事業計画(例)(事業年度が4月始まりの場合)

〇〇町会(自治会)令和〇年度 年間スケジュール			
月	内容	月	内容
4	総会・役員改選(〇日)	9	敬老お祝い会(〇日)
5	会費徴収(〇日～〇日)	10	秋祭り(〇日)
6	一斉清掃(〇日)※雨天時〇日	11	防災訓練(〇日)
8	夏祭り(〇日)	12	一斉清掃(〇日)※雨天時〇日

(2) 総会について

町会・自治会において、総会は全会員の意思が反映される最高議決機関です。認可地縁団体（P. 46）以外の町会・自治会においては、総会の開催は必須ではありませんが、町会・自治会が一定の区域に住所を有する人々で結成された団体という背景を鑑みると、主に会員からの会費を収入とする決算の確認や事業報告等について、総会を開催し、会員にはかることが望ましいです。

■総会開催状況

町会・自治会活性化に関するアンケートの回答の結果、総会の開催時期については、4月開催が45%、3月開催が32%と大多数を占めました。その他、1月から6月まで開催時期はそれぞれの町会・自治会の実状に応じて行われていました。

総会開催時期は、一般的に、事業年度終了後3ヵ月以内に開催します。事業年度終了後、3ヵ月より早く開催することも可能ですが、会計の事後処理を考えると事業年度終了後一定期間を経た後に開催することが望ましいです。

なお、認可地縁団体（P. 46）については、地方自治法の規定により、少なくとも毎年1回総会を開催する必要があります。

■総会種別

総会は、一般的に、通常総会と臨時総会の2種類に分かれます。

・通常総会

前年度の会計報告や事業報告、役員の変更など、定期的に議論する内容を審議します。

・臨時総会

緊急に解決すべき事案が発生した場合などにおいて、必要に応じて開催します。

■総会の開催方法（例）

①総会開催に係る事前審議

役員会等にて、総会の日時・場所等の開催概要、総会で審議する議案等について協議します。

②会員への開催案内・委任状等の送付

①で総会の詳細が決定したら、会員に対して総会の開催案内と総会に出席できない場合の委任状を配布します。委任状の提出期限は総会開催日より前に設定します。

（P. 10【参考⑤】）

③総会の開催

事前に決定した日時・場所で総会を開催します。規約（会則）に総会の定足数を規定している場合（認可地縁団体（P. 46）については規定あり）、総会の開会前に出席者数（委任状提出者数含む）が定足数を満たしているかを確認します。

定足数を満たし、総会が開催できる場合は、議長と議事録署名人を出席者の中から選出し、選出された議長は総会の議事を進行します。議決については、規約（会則）の基準に基づき行います。

④議事録の作成

総会が終了したら、その審議内容等について議事録を作成します。議事録は、規約（会則）の規定に基づき、総会当日選出された議事録署名人の署名又は記名押印をもって完成します。【参考⑥】

議事録は会員に回覧等で周知するとともに原本は会館等で保管します。



総会の開催時期や審議内容は町会・自治会の特色が出ます。記載している開催方法等は一例にすぎません。総会は、町会・自治会における最高議決機関ですので、開催時期や審議内容は会員全員にとって分かりやすい運営を意識しましょう。

【参考⑤】委任状（例）（総会案内と別紙対応の場合）

委任状

令和〇〇年度〇〇町会総会における表決権について、町会長である〇〇 〇〇氏に委任します。

委任先について、総会当日選出される「議長」に委任すると、委任時点で議長が誰か特定されていないため、「町会・自治会長」に委任するようにします。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

住所：和泉市〇〇町・・・
氏名：・・・・・・・・

〇〇町会役員より

委任状を提出される場合は、〇〇月〇〇日までに、会館のポストに入れてください。

【参考⑥】議事録（例）

令和〇〇年度 〇〇町会総会議事録

1. 日 時 令和〇〇年〇〇月〇〇日（〇）
午後〇〇時〇〇分から午後〇〇時〇〇分まで
2. 場 所 〇〇町会館
3. 会 員 数 〇〇〇世帯
4. 出席会員数 〇〇〇世帯（委任状〇〇世帯を含む）
以上、会員の〇分の〇以上が出席のため、総会は成立した。

5. 議 事 録

〇〇町会規約第〇〇条の規定に基づき、議長については〇〇 〇〇氏が、〇〇条の規定に基づき、議事録署名人については〇〇 〇〇氏と〇〇 〇〇氏が選出される。

議案第1号 令和〇〇年度 事業報告について

副会長から令和〇〇年度の事業報告について報告があり、特に異議なく、全会一致で承認される。

議案第2号 令和〇〇年度 決算報告について

会計と会計監査から令和〇〇年度の決算報告について報告があり、特に異議なく、全会一致で承認される。

議案第3号 令和〇〇年度 役員（案）について

会長から令和〇〇年度の役員（案）について説明があり、特に異議なく、全会一致で承認され、令和〇〇年度の新会長として〇〇 〇〇氏が選出される。

議案第4号 令和〇〇年度 事業計画（案）について

副会長から令和〇〇年度の事業計画（案）について説明があり、特に異議なく、全会一致で承認される。

議案第5号 令和〇〇年度 予算（案）について

会計から令和〇〇年度の予算（案）について説明があり、特に異議なく、全会一致で承認される。

以上を令和〇〇年度 〇〇町会総会の議事録とする。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

各署名者の押印の必要・
不要については規約（会
則）に基づきます。

議 長 _____

議事録署名人 _____

議事録署名人 _____

(3) 町会・自治会の活性化について

町会・自治会は、地域コミュニティの核として位置付けられていますが、加入率は、年々減少の一途をたどっています。(P. 2【参考①】) そんな中、新型コロナウイルス感染症が発生し、コミュニケーションの在り方も変わりつつあります。

■町会・自治会の課題

町会・自治会活性化に関するアンケートの回答の結果、町会・自治会の課題としては、「会員の高齢化、一人暮らしの増加で役員等のなり手がいない。」「引継ぎ時、要件が多すぎ、非常に煩雑。」「コロナで活動が制限されている中での新しい活動ができていない。」「助け合い精神で行動すべきだが、時代とともに薄れてきて、災害時以外は必要ないと思われる。」等の意見が挙げられました。

同アンケートにて町会・自治会の課題に対する対応や対応案を聞いたところ、

「高齢でも活動できる人で役割分担し活動する。」

「高齢者と若年者を結びつけるイベント（研修・子どもを含めた行事）等の模索。」

「町会・自治会の運営を分かりやすく説明して、誰でもできることを知ってもらう。」

「行事の縮小と役員負担軽減。」

等の意見が挙げられました。

■町会・自治会の活性化

全国的に見ても少子高齢化・人口減少も進む中、町会・自治会における「活性化」とは何を指すのでしょうか。活動を活発にすることだけではなく、少しずつ異なる3つの視点で考えます。

①持続可能な町会・自治会活動

どのような素晴らしい町会・自治会でも持続できなければ、あまり意味はありません。

町会・自治会の実状に合わせて普段の業務やイベントの開催を調整・簡素化することで、「最適化」し、主に役員等に関して負担がかかりすぎない町会・自治会運営を目指します。

具体例 慣例で行事を行わない ⇒ 実績・効果を検証し不要な行事は廃止する
役員会の開催時間を慣例で決めない ⇒ 役員の実状に合わせて決める
役員にばかり負担を集中させない ⇒ 外部人材や得意な人に外注する
1人の役員が仕事を抱え込まない ⇒ 業務をマニュアル化する



会員を対象としたアンケートでも、今の町会・自治会に「やや不満」もしくは「大変不満」と選択した一番多い理由が「役員等の役目は負担に感じる」でした。積極的に役員等になりたいという会員は少ないと思いますが、役員等になっても、“そんなに負担ではない”と思ってもらえる仕組みづくりが必要です。**具体例**を参考にさせていただくとともに、一般の会員向けにも、役員等の仕事内容を減量した仕事例を挙げ、町会・自治会として役員等の負担軽減、ひいては持続可能な町会・自治会活動を意識していることをアピールすることも大切です。

②楽しんでやれる町会・自治会活動

①と異なる視点ですが、行事の簡素化だけが町会・自治会の活性化ではありません。読んで字のごとく、活動を活性化させ、「町会・自治会に入っていて良かった！」と思ってもらえることで、加入率も上がります。

“楽しい”の基準は世代によっても変わります。どの世代を対象とするのか、ターゲットを絞り込むことで役員等の負担を少なくすることにも繋がる可能性が生まれます。

具体例 子育て世帯を対象としたプチ縁日

→企画・運営は子育て世帯の会員に任せ、役員等は費用の配分を行う。当日のプチイベントはビンゴ大会や有志のボランティアによるマジックショー等。

高齢者を対象としたカラオケ大会

→回覧板等でメンバーを募り、会館等で実施。最初は役員等が運営するが、次回から参加者の中から実行委員会を募り（立候補がなければ採点結果で1位～5位までの人などあらかじめ指定）、採点機能付きのカラオケマシーンやカラオケアプリを利用し盛り上げる。



町会・自治会においてイベントを行う際にお勧めなのは、専用の部会を立ち上げることです。部会は回覧等で条件を示した上で構成員を募集し、初回は役員が間に入り、自己紹介や部会の趣旨・予算の配分等を説明し、以降は部会の構成員だけで集まり、当日の決定事項のみを役員会に報告すれば役員等の負担も軽減されます。また、部会の参加者の会員同士で横の繋がりを深めることもできますので、部会の構成員を募集する際は、「同世代の友達を増やしませんか」というキャッチフレーズが効果的です。

③何かあった時の「安心」づくり

町会・自治会のメリットとしてよく挙げられるのが、大きな災害等「何か」が起こった際の連携です。大きな災害の発生直後は、行政機関との連絡も取れず、まずは自分で自分を助ける「自助」、その後余裕が出てきたら近くの住民と協力して助け合う「共助」の取り組みが必要になってきます。近所に住んでいる人と分かっている、普段からあいさつをしたり、家族構成が分かっていたり、顔が見える関係がなければ、有事の際に助けることも、逆に助けってもらうことも難しくなってきます。

自然災害が増加傾向にある近年、町会・自治会が会員に対して、何かあった時の「安心」を提供できることをアピールします。

具体例 町会・自治会員に対して防災グッズを配布

班単位等少人数で会館や防災倉庫（ある場合）の見学会を実施

避難訓練の実施後班単位等少人数で顔合わせを実施

班単位等少人数で年1回程度顔合わせ会を実施

その他、町会・自治会活性化に関するアンケートでは、町会・自治会活性化のための具体的な取り組みとして、「各種行事の開催で横の繋がりを強化している。」「独自の広報誌・機関紙を発行し、町会・自治会活動の「見える化」に努めている。」「役員会の開催日数を減らした。」「役員員の固定化を避けるため、役員員の就任期間を明確にし、交代できる体制づくりを行った。」等の意見が挙がりました。

(4) 活動事例

町会・自治会活性化に関するアンケートを参考に、令和4年7月から11月にかけて各町会・自治会等の活動取材しました。記載内容は、取材時点のものです。さらに詳しい内容を知りたい場合は、直接各町会・自治会の会長に連絡をせずに、町会連合会事務局にご連絡ください。

■イベント関係

・ガレージセールイベントで活性化

団体概要：はつが野五丁目自治会（南松尾はつが野校区） 加入世帯数194

日時：令和4年7月24日（日） 午前10時から午後3時

場所：はつが野五丁目全域

内容：事前に会員を対象に、各家庭で不要になった家具や物品を、家先や庭で販売したい人を募集しました。当日は、17世帯が家先や庭で出店し、また、近隣のくすのき公園ではキッチンカーも出店。全店舗を回るスタンプラリーも同時開催し、地域全体でイベントが盛り上がりました。受付には、新規会員募集のブースを併設するとともに、会員には当日使用できる金券を配布しました。

効果：来場者約500人（子ども約250人～300人）

うち新規加入8世帯（加入検討世帯別途4世帯）

その他：J：COMのテレビ取材・放映がありました。



・青葉台まつり in Autumnで盛り上がる

団体概要：青葉台自治会（青葉はつが野校区） 加入世帯数1, 207

日時：令和4年10月15日（土） 午前11時から午後5時

場所：あおば会館及びふれあい広場

内容：役員や地域住民の有志がふれあい広場に、飲食の屋台やヨーヨー釣り等の遊びのコーナー、ハロウィンの写真撮影ブースを出し、会館大集会室では、フロッカーや輪投げ等5種類のニュースポーツが楽しめるゲームコーナーを設けました。ゲームコーナーへの入場は、新型コロナウイルス感染症対策として、整理券を配布し、時間入れ替え制で運営し、会場内が密にならないようにしました。ニュースポーツの各コーナーでは、多くの小・中学生が手伝い、幅広い世代交流の場になりました。

会員に対しては、当日使用できる50円券を特典として、チラシとともに配布しました。



・健康福祉まつりで会員の健康増進

団体概要：青葉台自治会（青葉はつが野校区） 加入世帯数1, 207

日時：令和4年10月23日（日） 午後1時から午後4時

場所：あおば会館

内容：高齢の会員を対象とした健康イベントで、新型コロナウイルス感染症の影響を受け3年ぶり、16回目の開催となりました。対象となる会員には、1人につき1冊「青葉台・健康福祉ファイル」が作成され、当日は、体力測定、骨密度測定、インボディ測定（体成分の分析、骨格筋測定等）の3区分の測定のほか、地域包括支援センターを招いて、福祉相談のコーナーも設けました。

各測定に関しては、区域内の病院のほか、近隣の高齢者施設に協力を仰ぐとともに、測定結果の記録等については、共催している老人会（青友会）が行いました。

活動の紹介画像は次のページに続きます。

自治会員の皆様



令和4年 10月 吉日
主催 青葉台自治会
共催 育友会

第16回 健康福祉まつりのご案内

自治会員の皆様 日頃の自治会活動へのご理解ご協力ありがとうございます。
健康福祉まつりもコロナ禍の影響で中止を余儀なくされていましたが、感染
者数の減少もあり、思い切って開催することとしました。ご自身の体力を知
るためにも、老若男女を問わず奮ってのご参加をお待ちしております！

■日 時： 令和4年10月23日（日）13：00～16：00
受付時間 12：45～14：00

■場 所： あおば会館

■服 装： 運動しやすい服装、靴、ソックスで参加ください。
インボディ測定・骨密度測定は裸足になってもらいます。

■持ち物： 健康ファイルをお持ちの方は、持参下さい。
初めての方は、ファイルを受付でもらってください。
飲み物は用意してあります。
当日、体温の測定、マスクの着用をお願いします。

体力測定等

身長・体重・血圧・握力
長座位前屈・開眼片足立ち

骨密度測定

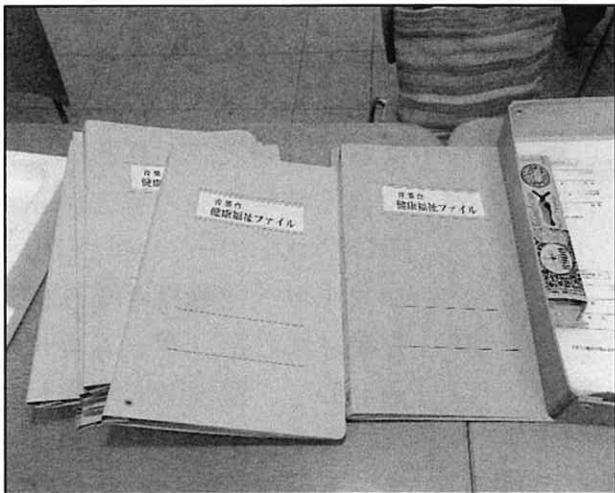
TUG・5m速歩

**健康・福祉
相談コーナー**

体力維持、健康維持
各種福祉サービスなど
お気軽にご相談ください。

インボディ測定

体成分の分析(水分・たんぱく
質・ミネラル・体脂肪)
骨格筋、脂肪の割合



・はつが野GO!クイズラリー2022

団体概要：はつが野街づくり推進委員会 加入世帯数1,009（3自治会合計）

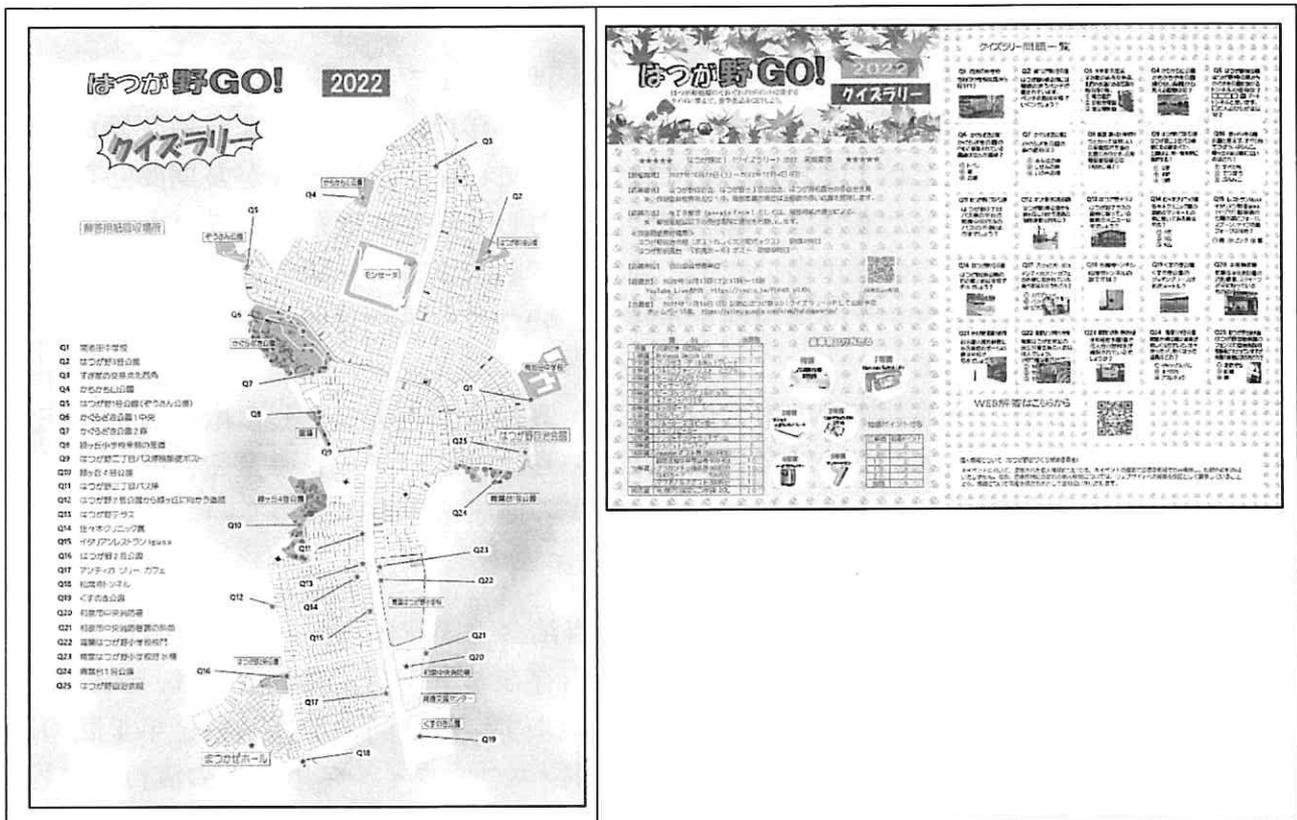
※はつが野街づくり推進委員会は、はつが野松風台自治会・はつが野自治会・はつが野三丁目自治会の3つの自治会の連合組織です。

開催期間：令和4年10月22日（土）～12月4日（日）

場 所：はつが野1～3丁目全域

内 容：新型コロナウイルス感染症の影響により、地域活性化イベントである「はつが野祭り」が開催できなくなり、令和3年度から、代替イベントとして、一か所で集まるのではなく、開催期間内に会員世帯ごとで、区域内のスポットを巡ってクイズラリーに挑戦する「はつが野GO!」を開催しています。

クイズラリーの正解者には、抽選で当たる豪華景品も用意されており、さらに抽選会の様子については、YouTubeでライブ配信を行うなど、クイズラリー終了後も楽しめるイベントです。



■運営関係

・会長は営業部員

団体概要： 繁和町会（国府校区） 加入世帯数 220

加入促進： 日頃から防犯パトロール・月1回の町内クリーンアップ活動等での地域の巡回により、入居状況を確認し、会長が加入促進を行っています。また、集合住宅については、オーナーに町会の幹事に就任していただき加入を促進。これらの取組みにより令和4年10月時点で全世帯が加入しています。

担い手確保： 次代の担い手については、防犯活動・町内クリーンアップ等に参加していただき、無理がないか様子を見守る期間を設け、時間をかけて信頼関係を築くことにより、役員業務のマッチングを行っています。

その他： 防犯・防災意識も高く、町会独自で防犯カメラ（2台）を設置したり、災害の際でも町内放送できるよう電源を電池式にしています。カセットボンベで動く発電機も備えています。

火災・自然災害等については、自助・近助を徹底しています。

祝金関係では、従来の敬老祝金に加えて小学1年生への入学祝金も実施しています。

・住民福祉の増進で住みやすさを追求

団体概要：府中団地自治会（国府校区） 加入世帯数153

孤独死防止：住民の孤独死をなくすために、平成27年度から会員・非会員関係なく毎月1回以上必ず回覧板を回すようにしています。回覧板が長期間回らない世帯があった場合は、管理組合と協力して安否確認を行っています。

その他：駐輪場での盗難が多いため、自治会で防犯カメラを購入し、設置しています。防犯カメラは実用性を重視し、いつでも再生可能なSDカードタイプにしています。

近隣の高齢者施設の申し出による、高齢者のちょっとした困りごとを住民ボランティアで助け合う「おたがいさまサポーター」事業や、健康体操の出前講座等を活用することで、住民の健康増進等に努めています。

・管理組合と共存し住民全体を幅広くカバー

団体概要：朝日プラザCITYサザンパーク自治会（国府校区） 加入世帯数270

活動紹介：マンションであるため、管理組合も存在しますが、自治会では、主に他町会・自治会との調整業務を担っています。年2回の清掃活動と年1回の消防訓練は管理組合と共同で行い、新型コロナウイルス感染症の流行前には、自治会主催で年末の餅つき大会も開催し、会員に対しては、市販の餅の配布も行っていました。

加入状況：マンションへの入居時には、防災管理センターが入居者に対して自治会への加入案内を行っていますが、自治会への加入世帯数は毎年減少しています。過去に自治会を退会した世帯（夫婦）が、死別し、他会員との趣味の活動を行うために自治会に戻ってきたケースもありました。

その他：自治会事務所には事務員が週3日勤務しており、会費の集金等の事務を行っています。

・大規模自治会ならではの組織力を活かす

団体概要：弥生町自治会（芦部校区） 加入世帯数735

内部組織：自治会内に4つの委員会（防犯防災、環境整備、広報、道路）があり、約60人の班長がそれぞれの委員会に所属し、防犯防災委員会であれば避難訓練やAEDの講習会、広報委員会であれば「弥生町だより」の発行等幅広く活動しています。

大規模自治会：弥生町自治会は令和4年4月時点で、市内でも有数の大規模自治会です。会員の高齢化や高齢者施設への入所のための退会等も一定数ありますが、自治会内で「趣味の会」の中に18種類のクラブを設立し、それぞれが活動したり、会館で展覧会をしたりしています。

また、会員数が多いので、新型コロナウイルス感染症の発生前には、自治会だけで体育祭や文化祭を開催し大所帯ならではのイベントを楽しみました。

その他：小学校への通学距離が長いため、「子どもを守る会」を創設し、日々朝夕通学路にて見守り活動を行っています。過去には、新聞の取材も受けました。

当町会へ転居された方へ

町会役員一同

- 当町会は黒鳥第四町会（坊小路）といひます。
 - 町会費は年3,600円で12月に班長さんが集金します。
 - 毎月班ごとに回覧板を回し、広報を配布し、掲示板が4ヶ所にあります。
 - 防災対策として、災害時の備品（発電機2台、ブルーシート130枚、水のペットボトル240本、簡易トイレ10個、消毒液、マスク等）を準備し、井戸の使用を3ヶ所お願いしています。そして、町会会館を避難所に登録しています。
 - 毎月第2木曜日に新聞紙、ダンボール等回収。収益は町会に反映されます。
 - 毎月第2日曜日に青年団が町会内のゴミ等の清掃をしています。
 - 1月1日お宮さんの初詣（天神社、伊勢神宮のお札、お守りの販売）
 - 3月に定例総会を行います。
 - 5月に子供の日のイベントを行います。
 - 10月第2土、日にだんじり祭りが行われます。（各会員さんに御花をお願いしています）
 - 12月26日から30日まで夜警活動を行います。（班ごとに1日参加）
 - 防犯灯（街灯）の設置及び電気料金の支払いは町会で行っています。
- 当町会は軒数が110軒余りの小さな町会です。特に災害時の協力等もあり、近所同士の繋がりをもちたいと考えています。町会への加入を希望される方は、町会長まで連絡をお願いします。

連絡先 町会長 ●●●●● (TEL) ●●●●●

令和4年3月吉日

黒鳥第四町会

班新班長 様

黒鳥第四町会役員一同

平素は町会活動にご理解とご協力を頂きありがとうございます。

4月より班長さんをして頂くこととなります。コロナ禍の中、またお忙しい中1年間大変かと思いますが、ご協力の程よろしくお願いします。

今後の連絡及び自主防災体制作成のため、町会長まで班長さんと副班長さんの電話番号の連絡をお願いします。

班長さんの主な活動事項

- 回覧板の回付
- 広報の配布
- 町会費の集金
- 総会の委任状の取りまとめ
- 副班長と祭翌日の片付け等の手伝い
- 班の自主防災リーダー（町会役員との連絡等）
- その他

連絡先 町会長 ●●●●● TEL ●●●●●

・現役世代が中心となり自治会の今後を考える

団体概要：ワンサランド和泉自治会（黒鳥校区） 加入世帯数190

現 状：2010年に大規模開発が行われ、当時の販売センターが開発業者撤退後自治会館として現在も活動の中心になっています。約10年前の大規模開発ということで、住民も比較的若く子どもも多いですが、住民の移り変わりも出てきて、特に2世代目の住民については加入率が低くなっています。現在、役員間ではグループLINEを活用し、横の連携を密にしています。

今後の展開：現状の役員間のグループLINEでは一般会員まで繋がっていないため、全会員を対象としたオープンチャットの創設等SNSで瞬時に情報が提供できる仕組みをつくりたいと考えています。また、区域内の事業者や、校区内の各町会・自治会と連携した取り組みも行っていきたいと考えています。

・笑顔溢れる通信紙で会員の輪を繋ぐ

団体概要：小野田町会（横山校区） 加入世帯数147

町会通信：令和3年4月から、月に2回程度、校区会長会議の連絡事項や地域の情報等を掲載した「おのでん」という通信紙を作成し、会員に回覧しています。

「おのでん」の由来は、“小野”田の“伝”達事項で、事務連絡のみにならないよう、会長のちょっとしたエピソードも入れるなど、読み物としても楽しんでもらえるよう工夫しています。

南部地域：南部地域は自然も多く少子高齢化という課題もありますが、小野田町会では、和泉市の空き家バンクに登録したり、同じく和泉市の南部地域等への移住・定住支援のための補助金制度を活用した世帯の移住があり、令和4年10月時点で加入率は100%をキープしています。

回覧用

おのでん

小野田町会通信 第147号

令和3年10月26日



舗装工事開始

以前にお届けした告知は恐ろしいですが、当地区周辺道路の舗装工事がいよいよ始まりです。工事期間は、10月29日（金）～30日（土）を予定しています。雨等で顺延になることがあります。別紙「舗装工事の告知」を併せてご覧ください。通行止めとなる箇所もありご不便をおかけしますが、この期間にとっても通行しなればならないようでしたら、交通誘導員の指示に従ってください。

なお、道路周辺の皆様方には大変ご不便をおかけしますが、安全な道路建設のため、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

これまで、1地区・3地区周辺の周辺道路については、約3分の2の舗装工事が終了することとなります。中間部の舗装工事については、今しばらくお待ちください。

老人クラブの活動

春になると、老人クラブの活動があります。各報告の後、様子を後述の方オオ大会を持っています。すく盛り上げ、力を合わせて、カラオケ大会やスノーボード日頃競ったのを後述するのでしょうか？

しかし、カラオケ大会は唯一の楽しみではありましたが、新型コロナの影響、観客を中止と中止になっています。来年度こそは別とかができるように頑張ってほしいですね。

その他にも小学生の全学年の見学活動やスポーツ振興活動の一環として、グラウンドゴルフなど様々な行事を行っています。

南部リージョンセンター内サービスセンター

令和4年3月末に、サービスセンターの移設が完了します。その代わりに自動交付機といふサービスセンターが必要となります。サービスセンターを利用できる場所ですが、詳しいことは市の広報誌に記載されているので、広報誌11月号及び12月号をしっかりと確認してください。私もこの段階では広報誌を見ていないので、はっきりとは分かりません。お問い合わせをお願いします。

11月の清掃当番

◎小野田町会館	8班B
◎松平稲荷大明神社	3班B

会館及び稲荷さんの清掃は、毎月第3日曜日となります。
11月の清掃は、11月21日（日）午前8時です。よろしくお祈りします。

回覧用

おのでん

小野田町会通信 第147号

令和4年11月1日

「還付金」、「ATM」という電話は詐欺！

先日、町内の方より「還付金詐欺」の電話がかかってきたという報告がありました。ご家族の方が電話で対応され、悪質なところ（詐欺師）が電話を切ったというのでした。

8月23日には生涯学習所の種田さんと町内放送で還付金詐欺等について中ががけていただきました。還付金などは絶対に電話で請求する話ではありません。ATMへ行くとどうにかして請求され、お金をだまし取られます。今の世の中にもい話やまごは話はありません。「おし、おし詐欺」に陥り、今はおられる手紙でたまらざる詐欺だらけと聞いて間違いないです。

また、「振り込み詐欺」「家族は何人か？」といった話のなか？等々電話でよく聞き出し、その後詐欺案に入る空き巣狙いがあります。くれぐれお気味には注意してください。

消防避難訓練

10月23日（日）に町会館で、火災による避難訓練を行いました。町会役員、各部長、消防団支隊長、女性消防団長の出席の下、町会長会での火災の想定して避難訓練を行いました。また、その後に水消火器を使った訓練の他方等について、消防署員さんに指導を御座り行いました。

①消火器は火元より5m離れて、下から上へ噴射する。
必要十分な距離から火元と5mの距離を保ち、徐々に近づいていく。
これからは乾かし、火を扱うことが多くなる季節です。火の扱いには十分注意してください。

もし、火災に遭遇したら、火元から離れた出口に向かって速く逃げましょう。死亡原因が一番多いのは「煙を吸ってしうこと」です。煙をハンカチ等で押さえて鼻を低くし、できるだけ煙を吸わないように、立てて守り早く逃げましょう。袋が燃えてしうより、命の方が大切です。

☆お知らせ

- ◎遊覧バス（10月号）
- ◎祖先のまつり 11月20日（日）9時～
- ◎稲荷中学校に於いて、「ドッジボール大会」が行われます。
- ※「ドッジボール」は、ボールの代わりに英かいがリスを使ったドッジボールです。

11月の清掃当番

◎小野田町会館	3班B
◎松平稲荷大明神社	9班

会館及び稲荷さんの清掃は、毎月第3日曜日となります。
清掃日は、11月20日（日）午前8時です。

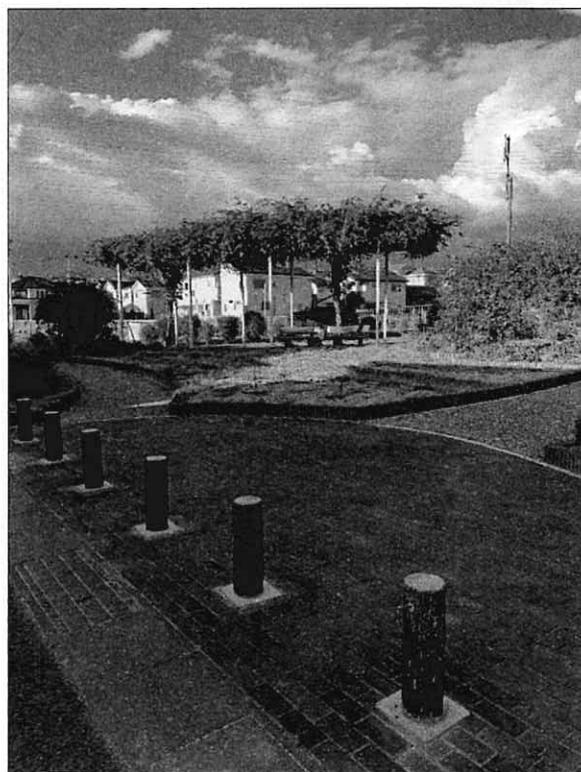
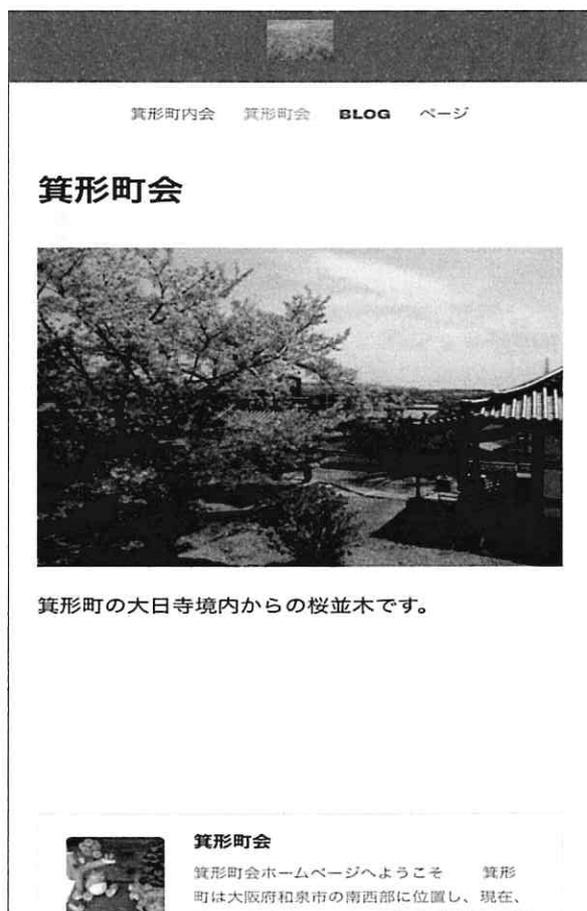
・役員的心遣いで広がる輪

団体概要：箕形町内会（北松尾校区） 加入世帯数833

ホームページ：町内会独自のホームページを開設しており、活動の紹介やイベントの案内のほか、町内のAED配置場所の紹介等、会員・非会員に関わらず有益な情報を発信しています。なお、ホームページはAmeba Ownedを活用し、無料で立ち上げ、運用しています。箕形町内会のホームページはYahoo!やGoogle等検索エンジンにて「箕形町会」と検索してください。

公園管理：箕形町内会では、箕形町会公園（通称、花公園。）を所有しています。役員や関係団体が協力して維持管理をしており、町民の憩いの場になっています。手入れの負担を軽減するため、今後は一年草を重点的に植えていきたいと考えています。

その他：役員間で、会員・非会員に関わらず外で会ったら、あいさつをしたり、話をしたりという声掛けを大事にしています。相談や苦情があった場合には、役員が話を聞き、一緒に対応を考えています。それらの対応の結果か、口コミで会員が増えました。



箕形町会公園（箕形町4-3）

・休会制度で世帯の実情に寄り添う

団体概要：室堂町内会（北池田校区） 加入世帯数168

負担軽減・分散：回覧物がある時には、月1回、広報いずみと同時に回覧をスタートするなど役員等の負担軽減を意識しています。また、広報いずみについては、最初に会長の自宅に全世帯分が届けられるのですが、その後、15組あるうちの1組の当番の自宅に全体分の広報を会長が持参し、その当番が残りの14組に広報を届けるという運用をしています。広報の配布当番は毎月違う組が担当することで、広報配布の負担を分散しています。

休会制度：室堂町内会では入会金として2万円を徴収しています。一度退会して再入会すると再度入会金が発生するため、令和4年4月から、休会制度を導入し、主に施設利用をしており実際に会員が居住していない世帯等が休会しています。休会制度を利用することで、休会期間中は会費が発生せず、再入会時に入会金も発生しないため、再入会がしやすい環境になっています。

・役員が終わっても「快援隊」で自治会活動を応援

団体概要：西上代自治会（鶴山台北校区） 加入世帯数192

快援隊：役員任期（1年）が終わっても、何らかの形で自治会活動を手伝いたいけど、なかなか自分からは言いづらいという役員経験者等が堂々と活動できる仕組みづくりのために「快援隊」を結成し、地域の課題に継続的に取り組んでもらうとともに、新たな担い手の確保にも繋がっています。災害時や行事の時に「快」く応「援」してくれる役員経験者等に登録していただき、活動時には、「快援隊」と書かれた黒色のスポーツベストを着用し、黒子として支えてもらっています。

役員の負担軽減：令和3年度から毎月開催していた定例役員会を2ヵ月に1回（奇数月のみ）に変更しました。また、夏祭り等各行事への役員の出席に関しても、強制はせず可能な範囲での出席を依頼し、現役の役員の負担軽減にも努めています。



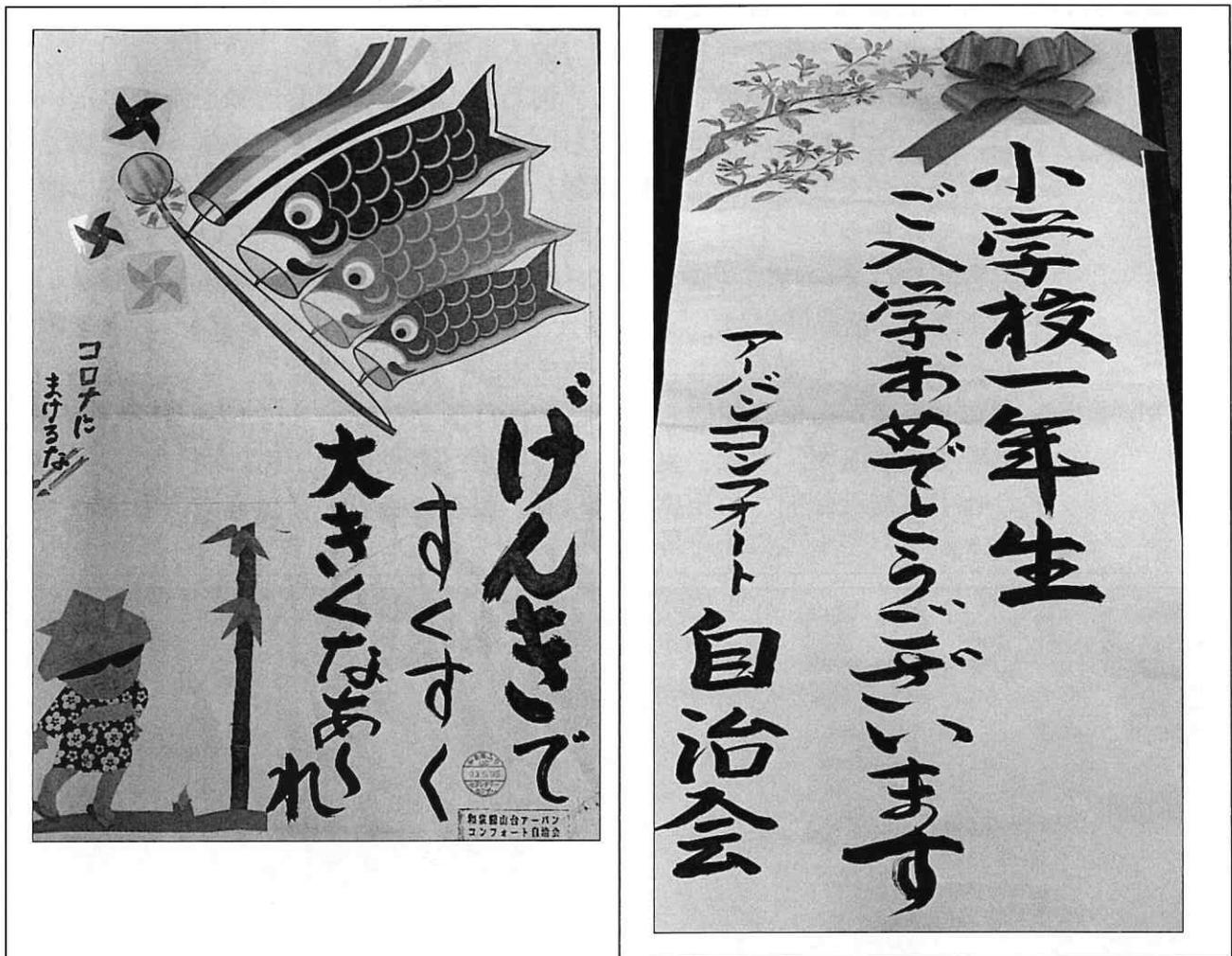
・マンションを故郷と思ってもらえるようにアットホームな環境づくり

団体概要：和泉鶴山台アーバンコンフォート自治会（鶴山台北校区） 加入世帯数430

管理組合との相違：マンションであるため、管理組合も存在しますが、自治会では、住民同士の繋がりを深めることを目的に活動しています。令和3年11月には作品展、令和4年6月には出前講座（P. 55）を活用した防災講座やAED講習会等を行い、自治会の存在をアピールしています。

見える化：マンション内には、エレベーター等住民の目につきやすい場所に掲示板が9箇所あります。掲示板には季節のイラストや標語が記載されたポスターを掲示し、マンションの共有スペースを温めています。小学校の入学式には、入学おめでとうの垂れ幕を作成したところ、たくさんの親子連れが垂れ幕の前で写真撮影をしていました。

その他：共有スペースにてクリスマスツリー等季節の飾り物をする時には、通りがかりの居住者に声を掛け、作業に呼び込むようにして、交流のきっかけをつくっています。



・必要最小限の運営で最大限の効力を得る

団体概要：光明台一丁目第9次自治会（光明台北校区） 加入世帯数32

自主防災組織：区域に隣接している和泉市立コミュニティ体育館の関係施設等の調整がきっかけとなり自治会を設立しましたが、近年は会員の高齢化や役員のなり手不足が課題です。薄れていく会員同士の繋がりを繋ぎとめるために会員の有志で自主防災組織を立ち上げました。令和4年10月には、一斉清掃の後に自主防災組織主催で会員に対して、水消火器を使用した防災訓練を行ったところ好評でした。令和5年には、防災備品の紹介やリヤカーやストレッチャーの体験も企画しています。

資料のスリム化：総会資料が大変多く、資料を作成する役員の負担になっていたため、令和4年度の総会から、記載事項を精査しました。結果的に、資料の量が既存の半分以下に減り、パソコンが得意ではない役員が資料作成の担当に就任した場合も手書き等で対応できることを目指しています。

・改善を積み重ねて負担を軽減

団体概要：のぞみ野自治会（緑ヶ丘校区） 加入世帯数510

会報：毎月広報いずみと併せて会報を会員世帯に配布しています。会報では、子ども会や会計等各部門からの報告・案内のほか、最終ページには、その月の予定表を掲載して自治会行事が分かりやすいようにしています。現在は加入世帯のみの配布ですが、今後は自治会活動のアピールを目的に、未加入世帯への配布も検討しています。

負担軽減：役員歴の短い役員が多く、運営に関して課題があれば、役員全員で話し合っ解決するように心がけています。今まで当たり前に行っていた業務（お金の管理を現金から口座振込に移行、資源ごみ回収の「持ち去り厳禁」のビラを毎月配布から廃止等）も、その都度見直し、気付いたところから負担軽減に取り組んでいます。

活動の紹介画像は次のページに続きます。

のぞみ野自治会会報 R4年 11月号

総務部

のぞみ野自治会“秋のつどい”を開催します

日時：令和4年11月27日(日) 10:00～14:00
 場所：のぞみ野自治会館(雨天決行)
 内容：①福引き(当たり本数多数！参加賞もあります♪)
 ②子ども用くじ引き(はずれなし★来てくれたお子さん全員1人1回できます)
 ③子ども向けフォーメー 菓つどいさきさんによるマジックショー
 10:30～11:00 13:00～13:30(各回最大50名)

ご家族 ご近所の方とお誘いあわせの上 ぜひお越し下さい

※福引き くじ引きの景品は 充分な数を準備しておりますが 無くなり次第終了となります
 ※当日の写真や動画をのぞみ野自治会のホームページに掲載する可能性があります
 ※新型コロナウイルス感染症の流行状況等により 中止となる場合があります

のぞみ会

☆11月のサークル活動 ☆

活動種目	日(曜日)	場所	時間	担当・電話
歩こう会	6・20日(日)	ぞうさん公園	集合9:00	
いずみ体操	7・14・21・28日(月)	自治会館	10:00～	
卓球(1)	7・14・21・28日(月)	自治会館	13:00～	
卓球(2)	3・17・24日(木)	自治会館	時間厳守	
グランドゴルフ	1・8・15・22日(火)	くすのき公園	9:30～	
	22日(火)	長池公園	9:30～	
ディスコン	5日(土)	自治会館	9:00～	
	17・24日(木)	自治会館	9:30～	
カラオケ	4・18日(金)	自治会館	13:30～	
手芸	5・12・19・26日(土)	のぞみ野西菜館	13:00～	
役員会	4日(金)	自治会館	9:30～	

※ 缶抽いは 4日の9:00～ おろしくお願いします。
 ※ 役員会は 4日の9:30～です。
 ※ 歩こう会は 松尾寺方面へ行きます。
 ※ 手芸は 手芸のウサギさんを作りまします。
 ※ お茶会は 30日(水) 飲み物は各自ご持参ください。
 ※ 5日(土)のディスコンは 自由にご来会との変更会を行います。
 ※ 上記のサークル活動は新型コロナウイルスの状況により変更されることもあります。

令和4年11月予定表

	自治会	各種団体・活動	その他の予定
1 火		グランドゴルフ(のぞみ会) 9:30～ (くすのき公園) わくわくのぞみっ子 10:30～	新分別収集日 (ペットボトルはこの日です)
2 水			資源ごみ(1丁目)
3 木		卓球2(のぞみ会) 13:00～	
4 金		カラオケ(のぞみ会) 13:00～ 役員会(のぞみ会) 9:30～ 缶抽い(のぞみ会) 9:00～	リサイクル品・古紙回収 (自治会、子ども会)
5 土	役員会 17:50～ 役員会 18:30～ 役員会 19:30～	手芸(のぞみ会)(西菜館) 13:00～ ディスコン(のぞみ会5子ども会) 9:00～	
6 日		歩こう会(のぞみ会) 9:00～ 和泉市ドッジボール大会(子ども会)	
7 月		いずみ体操(のぞみ会) 10:00～ 卓球1(のぞみ会) 13:00～	
8 火		グランドゴルフ(のぞみ会) 9:30～ (くすのき公園) わくわくのぞみっ子 10:30～	
9 水			
10 木		いきいきサロンのぞみ 13:30～	
11 金			
12 土		手芸(のぞみ会)(西菜館) 13:00～	資源ごみ(2・3丁目)
13 日			
14 月		いずみ体操(のぞみ会) 10:00～ 卓球1(のぞみ会) 13:00～	
15 火	広報 原稿締め切り	グランドゴルフ(のぞみ会) 9:30～ (くすのき公園) わくわくのぞみっ子 10:30～	新分別収集日 (ペットボトルはこの日です)
16 水			資源ごみ(1丁目)
17 木		ディスコン(のぞみ会) 9:30～ 卓球2(のぞみ会) 13:00～	
18 金		カラオケ(のぞみ会) 13:00～	リサイクル品・古紙回収 (自治会、子ども会)
19 土		手芸(のぞみ会)(西菜館) 13:00～	
20 日		歩こう会(のぞみ会) 9:00～ いずみ体操(のぞみ会) 10:00～ 卓球1(のぞみ会) 13:00～	
21 月		グランドゴルフ(のぞみ会) 9:30～ (長池公園) わくわくのぞみっ子 10:30～	
22 火		ディスコン(のぞみ会) 9:30～ 卓球2(のぞみ会) 13:00～	
23 水		40周年記念行事(子ども会)	
24 木		ディスコン(のぞみ会) 9:30～ 卓球1(のぞみ会) 13:00～	
25 金	「広報いずみ」配布19:00～	手芸(のぞみ会)(西菜館) 13:00～	資源ごみ(2・3丁目)
26 土		手芸(のぞみ会)(西菜館) 13:00～	
27 日		秋のつどい(のぞみ野自治会)	
28 月		いずみ体操(のぞみ会) 10:00～ 卓球1(のぞみ会) 13:00～	
29 火		グランドゴルフ(のぞみ会) 9:30～ (くすのき公園)	
30 水			

・コロナに負けず多角的な自治会運営

団体概要：いぶき野二丁目自治会（いぶき野校区） 加入世帯数300

コロナ禍の活動：新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、活動の中止も余儀なくされる中、令和3年・4年と2年連続で役員と班長を対象に防災訓練を行いました。訓練中は密にならないことを意識して、水消火器を使用したり、雨水貯水槽の開け方の講習を受けました。

資源ごみ回収：再資源化事業推進奨励金制度（P. 55）を活用した資源ごみ回収に力を入れています。毎月1回収があるのですが、自治会が契約していない回収業者が資源ごみを横取りすることを防止するために、事前に会員に対して「持ち去り厳禁」のビラを配布し、資源ごみに貼り付けています。これらの取組みにより、資源ごみの回収による収入を、年間約60～70万円程度確保しています。

その他：会員の高齢化が課題となっているため、例年総会終了後、地域包括支援センターを招いて、役員と班長等を対象に、福祉関係で困りごとがあった場合の窓口として、地域包括支援センターの紹介をしています。



持ち去り厳禁！

この資源物は、集団回収団体が
 契約業者に出しています。

団体名：いぶき野二丁目自治会

契約業者： XXXXXXXXXX

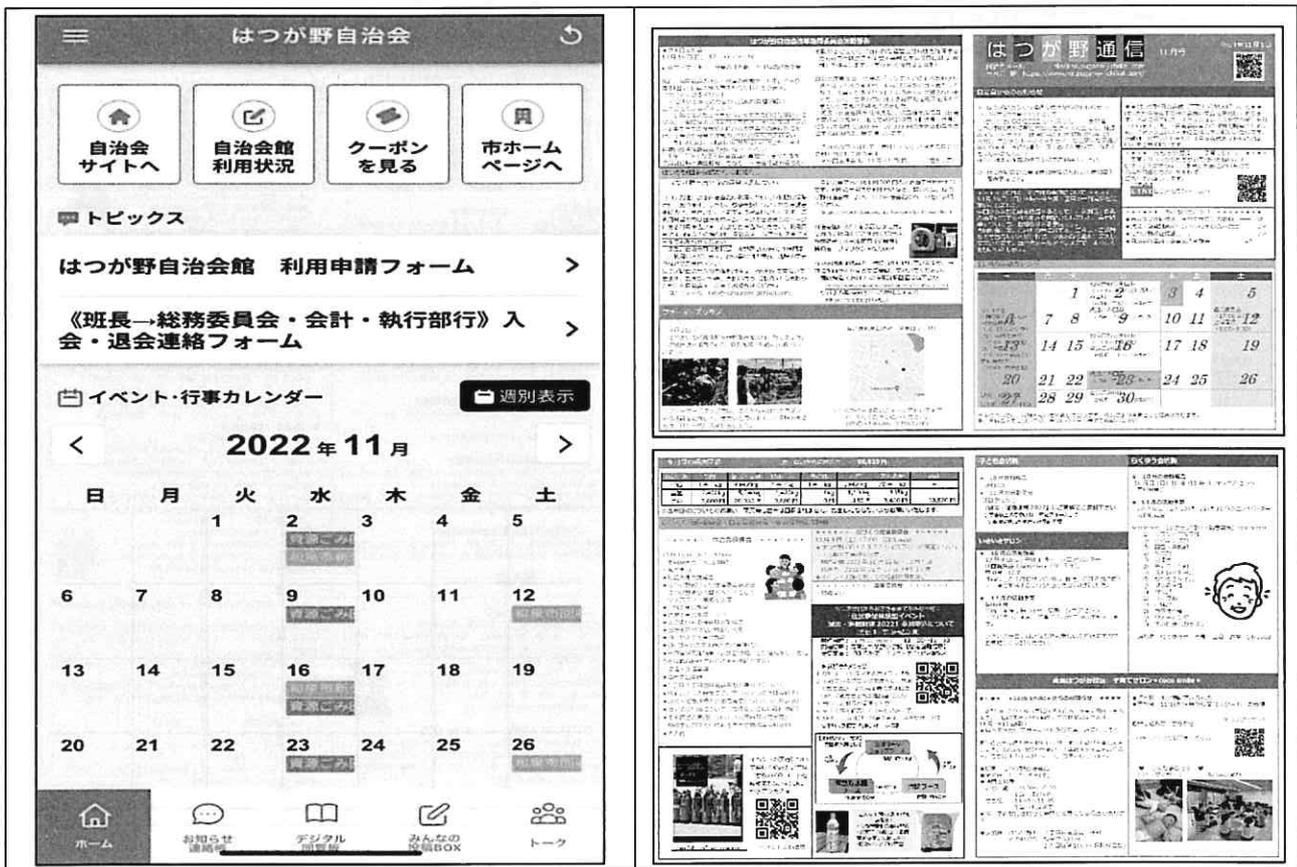
・最新のICTを駆使して快適な活動を

団体概要：はつが野自治会（青葉はつが野校区） 加入世帯数572

自治会運営アプリ：デジタル回覧板機能、会員間のトークチャット機能等を保有する自治会運用アプリについて、令和4年7月から試験運用しており、令和5年4月からは全会員を対象とした運用を予定しています。災害時には安否確認モードに移行できたり、令和5年4月からはアプリを通じて会費を支払うことも可能となり、試験運用に参加している役員からも好評を得ています。

コロナ禍の会費：新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、通常の自治会活動ができないため、令和2年度と令和3年度については、会費を6千円から半額の3千円に下げました。また、会費の有効活用の一環として、1世帯に1つ、30品目の防災グッズが入った防災バッグを配布しました。

その他：自治会運用アプリの他に、会員に対しては「はつが野通信」を毎月配布し、非会員に対しても、年1回「はつが野通信」を配布することで、自治会活動の状況を周知しています。



・これを見たら地域（校区）のことがすべて分かる「ニュース光明台南」

団体概要：光明台南校区連合自治会 加入世帯数1, 612（4自治会合計）

創刊経過：「ニュース光明台南」は、平成31年4月に、光明台南校区を“安全で安心できるまち”“楽しく賑わいのあるまち”“優しく助け合えるまち”にしたという目的のもと、当時の連合自治会長（校区会長）が創刊しました。

運用：創刊当時から最新号（令和4年11月号）まで連合自治会長を中心に5人の編集委員が携わっています。記事の大部分は各自治会や防災・婦人会・シニアクラブ等からの報告・案内です。編集する際には、校区の色々な団体の活動が、紙面を見ればその内容が分かるという「見える化」を意識しています。紙面はアイ・あいロビーの印刷機を活用（P. 55）し、ほとんどの自治会では毎月広報いずみと併せて配布していますが、配布先や配布方法は各自治会に委ねており、自治会によっては、未加入世帯の勧誘活動に活用することもあると聞いています。

044号 ニュース光明台南

2022年11月号
発行：光明台南校区連合自治会

（連合自治会報告） 2022年10月19日休刊

■ 10月19日、紅葉の季節を迎えていた中、今年も秋の行事が盛りだくさんとなりました。また、10月19日は「防災の日」として、多くの自治会が防災訓練を行いました。また、10月20日は「敬老の日」として、多くの自治会が敬老会を行いました。

コロナ禍において令和4年度の区民まつり開催できず!!

10月20日（日）に予定されていた区民まつり開催は、コロナ禍の影響により中止となりました。今後の開催については、今後の状況を見ながら検討いたします。

連合自治会の取り組み

1. 防災訓練の開催
10月19日（日）に、光明台南校区連合自治会主催の防災訓練を開催しました。参加者は、校区内の各自治会から約1,000名に達しました。訓練内容は、火災、地震、津波、台風など、様々な災害に対する対応を行いました。

2. 敬老会の開催
10月20日（日）に、光明台南校区連合自治会主催の敬老会を開催しました。参加者は、校区内の各自治会から約1,000名に達しました。敬老会は、お祝い会、表彰式、抽選会などを行いました。

（各自治会報告）

■ 光明台南校区連合自治会
10月19日（日）に、光明台南校区連合自治会主催の防災訓練を開催しました。参加者は、校区内の各自治会から約1,000名に達しました。訓練内容は、火災、地震、津波、台風など、様々な災害に対する対応を行いました。

■ 光明台南校区連合自治会
10月20日（日）に、光明台南校区連合自治会主催の敬老会を開催しました。参加者は、校区内の各自治会から約1,000名に達しました。敬老会は、お祝い会、表彰式、抽選会などを行いました。

地域活動だより

2022年10月21日発行

社会福祉協議会、社協ボランティア会より

10月12日（日）に、光明台南校区連合自治会主催の防災訓練を開催しました。参加者は、校区内の各自治会から約1,000名に達しました。訓練内容は、火災、地震、津波、台風など、様々な災害に対する対応を行いました。

「連合シニアクラブ」より

10月12日（日）に、光明台南校区連合自治会主催の防災訓練を開催しました。参加者は、校区内の各自治会から約1,000名に達しました。訓練内容は、火災、地震、津波、台風など、様々な災害に対する対応を行いました。

「連合シニアクラブ」より

10月12日（日）に、光明台南校区連合自治会主催の防災訓練を開催しました。参加者は、校区内の各自治会から約1,000名に達しました。訓練内容は、火災、地震、津波、台風など、様々な災害に対する対応を行いました。

(5) ICTの活用について

ICTとは、インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジーの略称で、日本語では「情報通信技術」と訳されます。町会連合会では、令和3年度に「町会・自治会活動におけるICT活用等に関するアンケート」を実施し、令和4年度から、町会・自治会において、情報発信手段に多様性を持たせ、会員間の情報発信及び共有の場を創設することを目的としてICT推進補助金制度（P. 51）を創設しました。

ICTと一言で言っても、LINE（ライン）等のSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）といった個人同士の利用に特化した内容はもちろんですが、預金の引き出しやネットショッピング等我々の生活には欠かせないものとなっており、それだけICTの活用範囲は広がっています。

町会・自治会活動においても、ICTを活用することで役員の負担軽減に繋がる可能性が生まれます。

■町会・自治会活動におけるICT活用等に関するアンケート【記載項目は抜粋】

実施時期：令和3年9月依頼～9月末提出期限

対象：町会・自治会長

回答数：163件（回答率81.5%）

※回答の割合は端数の関係で合計が100%にならない場合もあります。

※アンケートを提出したものの当該質問に回答されていない町会・自治会については「その他」にカウントしています。

・町会・自治会活動においてICTを活用しているか

よく活用している	ある程度活用している	あまり活用していない	まったく活用していない	その他
4%	17%	22%	54%	2%



「よく活用している」もしくは「ある程度活用している」と回答した町会・自治会長に活用状況を確認したところ「役員間の連絡手段としてSNSを利用している。」「総会や会議資料の作成に文書作成・表計算等のビジネスソフトを活用している。」という意見が挙がりました。また「あまり活用していない」または「まったく活用していない」と回答した町会・自治会長に活用状況を確認したところ「通信環境やパソコンの機材等ICTを活用できる環境ではない。」「ICTを利用できない会員（役員）がいる。」「ICTの活用方法が分からない。」という意見が挙がりました。

・町会・自治会活動においてICTを積極的に活用することについて

とても賛成	やや賛成	やや反対	とても反対	分からない・その他
20%	34%	12%	3%	31%



「とても賛成」の回答理由としては「データの保管が楽。」「少しでも役員の負担を減らしたい。」「やや賛成」の回答理由としては「すべての会員が対応できないから。」「環境整備に費用がかかりすぎる。」「やや反対」もしくは「とても反対」の回答理由としては「個人情報の管理が難しい。」「直接会うことが大事。」という意見が挙げられました。

アンケートでは紹介した意見以外にも様々な意見がありましたが、全体的な傾向としては、「ICTの推進を積極的に考えているグループ」と「費用や技術があれば検討していきたいというグループ」と「高齢者も多く現状では検討すらできないグループ」という大きく3つのグループに分かれている印象でした。

町会連合会としては、「ICTの推進を積極的に考えているグループ」と「費用と技術があれば検討していきたいというグループ」に対しては、ICT推進補助金制度等で具体的なICTの活用を促し、「費用と技術があれば検討していきたいというグループ」と「高齢者も多く現状では検討すらできないグループ」に対しては、ICTの研修会等を開催することで活用例を提示し、ICT活用のきっかけづくりを進めていきます。

■ ICTの活用（対：全体）

・町会・自治会のホームページ等

町会・自治会の活動を広く周知する方法の1つとして、ホームページの立ち上げがあります。アプリと違ってホームページは、専用アプリをインストールしなくても閲覧することが可能です。

ホームページを新たに立ち上げる場合、まずはサーバー（インターネット上での「建物」に相当する。）を取得し、その後掲載内容を編集していきます。ホームページが完成したら、回覧等によりホームページアドレスを周知します。周知する際はQRコード（情報を読み取ることができる2次元コードでスマートフォンのカメラ等をかざすことで手軽にホームページ等にアクセスすることが可能）を用いるとスマートフォンからアクセスする際に便利です。

なお、サーバーの取得等の初期作業が難しい場合は、ブログやX（エックス）、Facebook（フェイスブック）、Instagram（インスタグラム）等のSNSサービスなど、既存のSNS上に町会・自治会のアカウントを開設することでも一定の効果が期待できます。



ホームページ等の立ち上げ方法やデザインは多種多様です。作成する際には、会員・非会員問わず、誰が見ても分かりやすいホームページ等を心がけましょう。ホームページ等は立ち上げて終わりではなく、その都度情報の更新作業が必要です。活用方法によっては、会員向けに総会の議案書をホームページ等に掲載することで印刷代の削減につながることも可能です。このようにホームページ等にはいろいろな使用方法がありますが、町会・自治会は役員の入れ替えもあるため、誰でも更新作業が行える仕様でホームページ等を立ち上げることが必要です。

■ ICTの活用（対：町会・自治会内のサービス運用例）※令和4年10月時点

・役員間の連絡ツール（LINEオープンチャット）

日本では、携帯電話会社の枠を超えてメッセージのやりとりができるLINEが全世代を通して人気で、LINEは令和4年1月時点で日本人口の約82%が利用しているというデータがあります。そのため、役員間でLINEを活用して連絡を取り合っている町会・自治会も多いのではないのでしょうか。しかし、普段自分がプライベートで利用しているLINEで役員と連絡を取り合うと、アイコンの画像で孫や子どもの写真など知られたくない情報まで知られてしまう可能性があります。

そこで紹介するのがLINE内の「オープンチャット」という機能です。オープンチャットは、通常のLINEアプリで活用できる無料ツールで、各町会・自治会専用の空間を立ち上げ、メンバーを招待し、その空間で通常のLINEのやりとりが可能になります。専用の空間に参加する場合は、普段自分がプライベートで利用しているLINEアカウントとは別の名前や画像を使って参加できるため役員等のプライバシーに配慮し、町会・自治会に関するやりとりに専念することが可能です。

また、通常のグループLINEと同様に、メンバー間で写真や動画等各ファイルの共有も可能になります。

オープンチャットの詳細はYahoo!やGoogle等検索エンジンにて「オープンチャット」と検索してください。

・役員会等のリモートミーティングツール（Zoom等）

新型コロナウイルス感染症が発生して以降、人々の暮らしは一転し、なるべく人と人との接触を回避する生活様式に変わってきています。そのような状況の中で、活用されているのがリモートミーティングツールで、代表的なものとしてZoom（ズーム）が挙げられます。

Zoomは、パソコンやスマートフォンを介することで、いつでもどこでも複数名で会議を行うことが可能です。Zoomのサービスは無料版と有料版の2種類あり、無料版では、1回あたり40分の時間制限があります。また、パソコンでZoomを利用する場合は、カメラ・マイクが使用できる環境かどうかを確認する必要があります。

Zoomの詳細や有料版の案内はYahoo!やGoogle等検索エンジンにて「Zoom」と検索してください。

・会員への一斉情報発信（LINE公式アカウント）

多数存在する会員への連絡方法として、今までは回覧板や掲示板が主な手段でしたが、LINE公式アカウントを使用すると、登録している会員にメッセージを一斉に送信することが可能になります。

公式アカウントの開設にあたっては、個人が使用しているLINEアプリとは異なる「LINE公式アカウント」のアプリをインストールする必要があります。アカウントを作成するにあたり、「メールアドレスで登録」を選択すれば、個人のプライベートアカウントと情報が紐づくことはありません。公式アカウントも無料版と有料版の2種類あり、1ヵ月に登録者に対して送信できるメッセージの量によって区分が別れます。例えば、1ヵ月200通までは無料で全登録者に対してメッセージを送信することが可能です。1ヵ月5千通まではライトプラン（有料）、1ヵ月3万通まではスタンダードプラン（有料）となりますので、町会・自治会の規模（登録する会員数）や発信したい情報の量によりプランを調整する必要があります。

LINE公式アカウントの詳細はYahoo!やGoogle等検索エンジンにて「LINE公式アカウント」と検索してください。

・町会・自治会の情報共有の場づくり（Kintone等）

「〇丁目の道路のタイルが盛り上がっていて危険」「会館の利用に関して会員に対してアンケートをとりたい」といった役員や会員間の情報共有及びその後の進捗状況管理等に便利なのが、インターネット上にあるデータベースを活用するクラウドサービスで、代表的なものとしてKintone（キントーン）が挙げられます。

Kintoneを活用することで、先に挙げた情報共有及びその後の進捗状況管理のための仕組み、アンケート等が、難しい勉強をしなくても、近しい作成例を参考にしたりして比較的簡単に作成することが可能になります。Kintoneは有料サービスですが、無料の試用期間もあります。

Kintoneの詳細はYahoo!やGoogle等検索エンジンにて「Kintone」と検索してください。



活用（例）では、世間的にも広く認知されているサービスを紹介しましたが、その他にも町会・自治会の運営に特化したアプリや会費管理システムなど、ICTには様々な活用方法があります。

ただし、様々な世代や家族構成の他人同士で結成されている町会・自治会では、特に高齢者に対して、ICTの活用を押し付けるのではなく、ICTと回覧板や掲示板を併用するなど、うまくICTと共存することも必要です。

(6) コロナ禍の活動について

令和元年の末に中国の武漢市で1件目の感染者が報告されてから、新型コロナウイルス感染症の脅威は世界各国に広がり、日本では、発生から約3年経過した現在もその影響下(コロナ禍)にあります。

町会・自治会活動においても、これまでとは異なる対応を迫られました。未だに完璧な対応は難しいかもしれませんが、コロナ禍の町会・自治会活動を考えます。

■ コロナ禍の町会・自治会活動等に関するアンケート【記載項目は抜粋】

実施時期：令和3年9月依頼～9月末提出期限

対象：町会・自治会長

回答数：163件(回答率81.5%)

※回答の割合は端数の関係で合計が100%にならない場合もあります。

※アンケートを提出したものの当該質問に回答されていない町会・自治会については「その他」にカウントしています。

・町会・自治会活動において新型コロナウイルス感染症の影響を受けたか

大きく影響を受けた	少し影響を受けた	影響を受けていない	分からない	その他
69%	28%	0%	0%	2%

・どのような影響を受けたか

総会等必要な会合が開催できなかった	行事(イベント含む)を中止・延期した	その他
44%	51%	5%

・総会・役員会等の開催状況

感染対策を実施し通常通り開催	必要最低限の人数で開催	書面開催	インターネットを利用して開催	開催せず	その他
28%	25%	25%	2%	9%	12%



令和3年9月時点では、ほぼすべての町会・自治会が新型コロナウイルス感染症の影響を受けていました。同アンケートにて、コロナ禍における独自の取り組みについては、「マスク等感染対策グッズを会員に配布した。」「役員間の連絡はLINE等を使用し接触を控えた。」「会費等の徴収を電子決済システムで行った。」「回覧物はホームページに掲載した。」等の意見がありました。令和3年9月の時点では、新型コロナウイルス感染症が発生してから約1年半が経過し、非接触等感染症対策を行いつつ、町会・自治会活動を行うという方法も少しずつ定着してきました。

■町会連合会からの情報提供

・研修会「コロナ禍の町会・自治会活動について」の開催

町会連合会では、「コロナ禍の町会・自治会活動について」というタイトルのDVDを地域活性化・まちづくりコンサルタントである水津 陽子氏（合同会社フォーティR&C代表）に作成していただき、令和3年12月に校区会長及び町会・自治会長を対象に上映しました。DVDの作成を依頼するにあたり、事前に和泉市の町会・自治会に関する情報や校区会長からの質問事項を伝えたところ、コロナ禍で行事を行う際の対応や町会・自治会運営見直しのポイント、加入促進の取組み、先進町会・自治会について説明がありました。【参考⑦】

なお、上映されたDVD及び当日配布された資料については、「著作権法」が適用されるため、再度の上映及び資料の複写はできません。

【参考⑦】「コロナ禍の町会・自治会活動について」（例）

・コロナ禍での行事対応

【準備時】感染症対策（消毒液や非接触型体温計の準備）

【開催時】参加者の連絡先等の把握、発熱等があった場合の対応を案内

【感染発覚時】保健所等関係機関へ連絡、参加者（感染者の近くにいた人）への連絡

※行事の開催時期により対応が異なる場合があります。

・町会・自治会運営の見直し

【課題】加入率低下・担い手不足

→行事を実施する場合も、役員がすべて対応するのではなく、役員は概要のみ作成し、会員が行事の主役になり実施。

【課題】1町会・自治会だけでは解決が難しい問題がある

→地域の学校や企業、他団体との幅広い連携を。

・加入促進の取組み（新たな担い手を増やす）

役員の負担を見直す

1. 運営の在り方を見直す

2. 副会長等役員の数を増やす

3. 役員を退任した希望者に顧問として運営をサポートしてもらう

役割に対する報酬

役員の負担に応じて報酬を支払う

各種制度の見直し

1. 会費の減免・役職の免除

2. 班の再編成

（例）慣習的に計上されていた役員の懇談会費を削減。

公園の草刈りを希望する会員による有償ボランティア制に。

「加入してください」だけでなく具体的な「加入要項」を作成し案内

・先進町会・自治会の取組み

会費の支払いに口座引き落としや電子決済を導入。

夏祭り等の行事には会員に対して引換券を配布しお得感を出す。

・総会の書面開催の案内

令和2年度、令和3年度共に、校区会長会議（12月）にて、各町会・自治会における総会の書面表決の開催方法等について案内を行いました。書面表決の際に使用する各種様式については、市のホームページ中「和泉市町会連合会をご存じですか」（Yahoo!やGoogle等検索エンジンにて「和泉市 町会」と検索してください。）の記事内に掲載しています。

また、認可地縁団体（P. 46）については、令和4年8月20日付けで地方自治法が一部改正され、総会ではかるべき事項が発生した場合に、総会を開催せずに、書面又は電磁的方法による決議にて、総会での決議と同様の効果を生じさせることが可能になりました。

 **Point** 新型コロナウイルス感染症の発生により、今までの「当たり前」が「当たり前」ではなくなりました。それは、町会・自治会活動についても同様です。しかし、コロナ禍だからといって、町会・自治会が不要というわけではありません。これを機に少し立ち止まって、不要な行事・作業の精査、コロナ禍だからできることを考えることで、より良い町会・自治会運営に繋がっていくのではないのでしょうか。



4. 会員の勧誘について(加入促進)

より良い町会・自治会を運営するにあたり、会員の勧誘は必要不可欠です。しかしながら、近年、社会情勢の変化により、町会・自治会への加入率は年々低下しているのが現状です。(P. 2【参考①】)

ただし、町会・自治会は法律上「任意団体」「権利能力なき社団」と位置付けられているため、加入の強制はできません。訪問等のマナーを守って効率的に勧誘することが重要です。

なお、町会連合会事務局では、市役所の関係部署と協力し、和泉市への転入手続きをする人や母子手帳の発行手続きをする人に対して、町会・自治会への加入促進チラシを配布しています。(P. 39、40【参考⑧】)

また、大阪府宅地建物取引業協会泉州支部及び公益社団法人全日本不動産協会大阪府本部大阪南支部と町会・自治会の加入促進に関する協定を締結し、町会連合会全体の加入促進に取り組んでいます。

■町会・自治会加入におけるメリットとは

会員の勧誘に訪問した際、よく「町会・自治会に加入するメリットは何ですか。」と言われると耳にします。一昔前は加入して当然だった町会・自治会も、今や加入のメリットがなければ加入しないという世帯が増えています。

町会・自治会活性化に関するアンケートにおいて、町会・自治会加入のメリットは何だと考えるか聞いたところ、「町会・自治会の行事に参加することで、顔の見える関係を保ち、近所付き合いが円滑に行える。」「行政機関に道路補修等を依頼する際に、町会・自治会が要望したほうが聞き入れてもらいやすい。」「スマートフォンだけでは分からない地域の情報を知ることができる。」等の意見が挙がりました。また、役員経験者からは、「地域をはじめ、行政等いろいろな人達と交流を持ち、知識を広げることができた。役員の経験がきっかけとなって、現在は地域のサロン等で中心となって活躍している。」という意見が挙がりました。勧誘する際には、「安心・安全」等共感を得やすい言葉や、町会・自治会に加入することで得られる経験をアピールすることが効果的です。

■勧誘活動

町会・自治会活性化に関するアンケートにおいて、新たな会員の勧誘方法について聞いたところ、「新築等で居住者が入居したタイミングで加入の案内をポストに投函し、後日役員が訪問する。」「手作りポスターを掲示板に掲示している。」「年間の行事・活動の説明と、交流の場を持てる等の加入のメリットを説明する。」等の意見がありました。

・訪問準備

住宅地図等を参考にして、未加入世帯の確認を行います。準備物としては、

「入会案内のチラシ等 (P. 39～43【参考⑧～⑪】)」

「入会申込書」

「規約(会則)や事業計画・予算、役員名簿等町会・自治会の概要が分かる資料」

「筆談セット(耳の不自由な人や高齢者への対応のため)」

を用意します。

・訪問

訪問は複数名で、明るい時間帯に行い、入会してほしい旨を伝えます。断られた場合も強制はせず、ひとまず資料をお渡しする程度に留めましょう。訪問時間はやりとりも含め5分程度を目安にし、最後に必要に応じて担当者の連絡先を伝えて帰ります。

・勧誘のタイミング

新規転入者は、町会・自治会に加入したくても、どこに問い合わせればいいのか分からず困っている場合もあるため、居住開始後、即座に勧誘することが効果的です。なお、住宅地を開発する場合は、開発業者から町会・自治会長に対して開発する旨の連絡を行うよう市役所担当部署から依頼しています。

・集合住宅への勧誘活動と実状

町会・自治会活性化に関するアンケートにおいて、区域内の集合住宅（マンション・団地・アパート等）の有無を確認したところ、44%の町会・自治会が「区域内に集合住宅がある」と回答しました。「区域内に集合住宅がある」と回答した町会・自治会における集合住宅の加入率で一番多かったのは「0%」の24%、次に多かったのは「かなり少ない」の16%でした。この結果からも集合住宅における加入率が特に低いことが分かります。

同アンケートにおいて、集合住宅への勧誘で工夫している点を聞いたところ、「持ち主や管理会社に依頼して、加入を集合住宅の入居条件にしてもらっている。」「集合住宅の建設時に立ち会い、入居件数による会費の事前徴収をお願いしている。」等の意見が挙がり、集合住宅における会費の徴収方法としては、「戸建と同様に個別で徴収」が一番多くて42%、「持ち主や管理組合から一括徴収」が次に多い35%でした。

集合住宅は、短期入居を目的としている人も少なくなく、また、持ち主や管理会社・管理組合との兼ね合いがあるため、戸建住宅よりも加入率が下がる傾向があります。

■加入促進のために

会員勧誘のために、チラシやホームページなどを活用しましょう。

・入会案内等のチラシ

勧誘の訪問時、住人が不在の場合も、ポストに投函することでチラシの情報を届けることが可能になるため、会員勧誘に関してチラシの活用は効果的です。チラシを作成する場合は、「読めば分かる」から「見たら分かる」になるよう、キャッチコピー等分かりやすい言葉を記載しましょう。P. 41【参考⑨】の入会案内チラシはフランクな内容で比較的若い世代用、P. 42【参考⑩】の入会案内チラシは丁寧な文面で比較的高齢世代用です。勧誘の対象者に応じて記載内容を工夫することをお勧めします。

なお、P. 39、40【参考⑧】の加入促進チラシについても、町会連合会事務局にて必要部数をお渡しすることが可能です。ただし、町会・自治会ごとの情報や連絡先が記載されていないため、活用する場合には、メモを追加したり、P. 41【参考⑨】もしくはP. 42【参考⑩】のチラシと併せて利用することが望ましいです。

また、加入を案内するチラシのほかに、具体的な活動内容を記載した「団体概要」(P. 43【参考⑩】)を作成することも、より町会・自治会活動を理解してもらうことができるためお勧めです。入会案内チラシの裏面に団体概要を印刷したり、入会案内チラシと2枚1組で渡したりして活用してください。

※【参考⑨～⑪】の編集用データ(Microsoft Word)はデータ提供可能です。データ提供を希望する場合は町会連合会事務局に連絡してください。

・ホームページ等

比較的若い世代は、調べたいことがあると、まずインターネットで検索する傾向があります。そのため、町会・自治会でホームページ等を開設することで、加入希望者からメール等で問い合わせが届く可能性があります。

町会・自治会のホームページは一般的に会員に対する情報を発信しますが、比較的目立つトップページに、入会案内や町会・自治会の概要を掲載することで加入促進に繋がる可能性が生まれます。

ホームページの開設については、P. 30「・町会・自治会のホームページ等」に記載しています。



町会・自治会への加入率は年々低下していますが、会員の勧誘に関しては、まず、町会・自治会の存在や活動内容を知ってもらうことが大切です。その上で、町会・自治会の意義や重要性を理解してもらい、“加入のお願い”ではなく、“加入することで一緒に住みやすい地域を目指す案内”に繋げましょう。

ただし、町会・自治会は法律上「任意団体」「権利能力なき社団」と位置付けられているため、加入は強制せず、マナーを守って勧誘することが重要です。





コガイくん



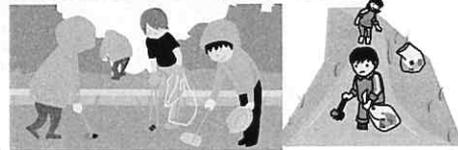
ロマンちゃん

町会・自治会って なにをしているの？

①安心・安全への 取り組み



②環境への取り組み



③楽しく魅力ある 街づくりの 取り組み



④情報共有への 取り組み



詳しくは裏面をご覧ください!!

こちらの
申込用連絡票
をご使用
ください

加入申し込みは、直接地域の町会・自治会に申し込むかこのはがきをご投函ください。到着後は、連合会を通じて町会・自治会へ提出します。後日お住まいの町会・自治会から連絡が入ります。
※本連絡票にご記入頂いた個人情報 は、町会・自治会加入手続き以外では使用致しません。



切り取り線 ×

差出有効期間
2023年6月
30日まで
<切手不要>



料金受取人私郵便

和泉市役所
広報・協働推進室内
和泉市町会連合会事務局 行

郵便はがき

5948790

和泉市府中町二丁目七一五

町会・自治会の主な活動

町会・自治会は、地域に住む一人ひとりが自分たちの地域のことを考え、自分たちの住む地域をより快適で住み良い環境にするために、お互いに協力し合い、安心安全なまちづくりをめざして様々な活動を行っています。

①安心・安全への取り組み

登下校の子どもの見守りや空き巣などの犯罪を防ぐため防犯パトロール、防犯灯・防犯カメラの維持管理のほか、災害時の備えとして防災訓練などを実施しています。



▲防災訓練

◀防犯パトロール

②環境への取り組み

きれいで快適な街づくりとして道路や公園の清掃など地域の美化活動を行っています。



◀災害ゴミの分別作業

▲公園清掃

③楽しく魅力ある街づくりの取り組み

夏祭りや運動会など各種行事を通じて、ふれあいと交流を深め、災害時など“いざ”という時のために、日頃から地域の絆づくりを進めています。



④情報共有への取り組み

回覧や掲示板を活用し、地域活動や市政情報をお知らせするなど地域への関心を高めてもらえるように情報の共有を図っています。



自分の住むまちをもっとよくなっていくために町会・自治会に加入しましょう!!

町会・自治会加入（相談） 申込用連絡票

令和	年	月	日
ふりがな			
氏名			
住所	〒594- 和泉市		
電話番号	()		
世帯の人数	人		

* 申込用連絡票の使い方

ハガキを切り取り線に沿って切り取り、必要事項を記入してください。
その後、以下のいずれかの方法で和泉市役所広報・協働推進室へ提出してください。

- 方法① ポストに投函する。(切手不要)
- 方法② 市役所の窓口にて持参する。
- 方法③ このハガキをFAX(0725-41-1553)する。

※ 切り取り線

和泉市町会連合会組織

和泉市町会連合会
校区【小学校区】
単位町(内)会・自治会
会 員

◎お住まいの町会・自治会
がわからない場合は、下
記までご連絡ください。

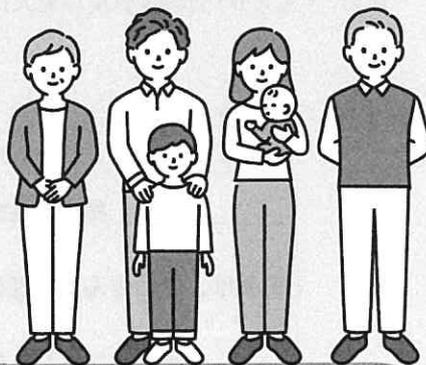
和泉市役所広報・協働推進室内
和泉市町会連合会事務局
〒594-8501
和泉市府中町二丁目7番5号
TEL. 0725-99-8103
FAX. 0725-41-1553

はじめまして！

です。

_____では、**地域の防犯灯の維持管理**や**子ども**
の見守り活動、各種行事の実施等様々な活動を行い、地域
コミュニティの^{かなめ}要として、住民の皆さんが安全・安心で快適に暮ら
せるまちづくりに取り組んでいます。

自分の住むまちをもっと
よくしていくために、
町会・自治会に
加入しましょう♪



お住まいの地域は、_____の_____班になります。

入会金は、_____円で、会費は月額_____円です。

加入を希望される場合は、

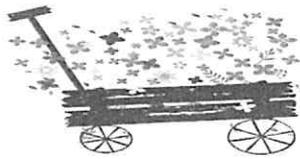
_____（電話番号）_____

（メールアドレス）_____@_____にご連絡ください。

お預かりした個人情報については適正に管理いたします。

加入のしおり

～団体概要～



みんなで住みやすい
まちを作しましょう！



費用関係

入会金： _____ 円
会費： _____ 円（月額）
・徴収時期 _____
・徴収方法 _____
その他： _____ 円
※ _____ 募金として
・徴収時期 _____
・徴収方法 _____

組織・役割

・役員関係
会長：1名（ _____ ）
副会長：2名（ _____ ）・（ _____ ）
会計：1名（ _____ ）
書記：1名（ _____ ）

・その他
班長：（ _____ ）

※班長は _____ 世帯で輪番制です。

年間行事

4月：会費徴収
5月：公園清掃
8月：納涼大会
10月：防災訓練
秋祭り
11月：公園清掃
1月：餅つき大会

（例）

※その他サークルごとの活動も
あります。

【お問合せ先】

（電話番号） _____

（メールアドレス） _____ @ _____

■勧誘に関する想定質問・回答（例）

Q：町会・自治会とはどういう団体ですか。

A：たまたまその地域に住むようになった住民たちが、相互の親睦をはかりながら、自分たちの地域をより住みやすい地域となるように環境美化活動や、防犯灯の設置、レクリエーション行事の実施等を行っている自主的な団体です。

Q：町会・自治会への加入は強制ですか。

A：強制ではありませんが、地震等の非常時における対応や、防犯灯の維持管理など生活に密着した問題には、隣近所や町会・自治会の助け合いが必要不可欠なので、是非加入して、住みやすい地域を一緒に目指しましょう。

Q：町会・自治会はどのような活動をしていますか。会費はどのように使われていますか。

A：持参した「規約（会則）や事業計画・予算、役員名簿等町会・自治会の概要が分かる資料」に基づき説明します。

Q：町会・自治会に加入するメリットは何ですか。

A：自分たちの住む地域を、自分たちの力で住みやすい地域にすることができることです。

そのほか、地域のことで要望事項がある場合、町会・自治会単位で要望することで要望が通りやすくなったり、近くの住民との顔が見える関係ができ、大きな災害が発生した場合、頼りになったり、加入することで、安心・安全な暮らしに繋がる可能性が生まれます。

Q：役員になることが負担で町会・自治会に加入したくないです。

A：役員は複数人で対応するため、1人に大きな負担がかかることはありません。役員は、町会・自治会の運営に対する意見を発言する機会も多く、自分たちの住む地域を、自分たちの力で住みやすい地域にすることができるよう、具体的に働きかけることができます。

Q：何かあっても市役所が対応してくれるから町会・自治会に加入しなくてもいいのではないですか。

A：市役所からも一定の住民サービスは提供されますが、予算的にも人的にも限界があり、行政だけでは対応できない問題も増えてきています。大きな災害が発生した場合も、行政からの支援には時間がかかったり、手の届かない課題が発生する恐れがあります。きめ細やかなまちづくりを実施し、住んでいて良かったと実感できるように、地域住民が自ら考え、行動することが大切だと思います。

Q：賃貸で長く住むつもりはありませんが町会・自治会に加入する必要はありますか。

A：大きな災害はいつ発生するか分からないので、住んでいる期間だけでも加入して、近くの住民と顔が見える関係を形成していただければと思います。

Q：町会・自治会に個人情報を知られるのが不安です。

A：町会・自治会でお預かりした個人情報については、役員等が適切に管理し、目的以外での利用は行いませんので安心してください。

■退会希望者への対応

「役員等になりたくない。」や「会費が負担。」等、転居等生活スタイルによる退会以外の退会者が増加傾向にあります。町会・自治会活性化に関するアンケートにおいて、会員の退会防止方法や退会の相談を受けた際の引き止め方法を聞いたところ、「会員のメリット、退会のデメリットを説明し留まるよう依頼する。」「退会理由を聞き、可能な範囲で相談に応じる。」等の回答がありました。

町会・自治会は任意団体であり、加入の強制、退会の強制的な引き止めはできませんが、退会する場合も防犯灯の維持管理費等、必要経費の納入を依頼したり、これ以上退会者を増やさないために、退会理由の検証を行うなど、今後につなげる視点も必要です。



5. 認可地縁団体について

地域的な共同活動を行っている町会・自治会などの地縁による団体は、法人格を取得し、認可地縁団体になることで、町会・自治会が所有している会館等を町会・自治会名で不動産登記を行うことが可能になります。令和4年4月時点で和泉市内では77の認可地縁団体が設立されています。

法人格を取得するメリットとしては、先に記載しているように、町会・自治会が所有している会館等を町会・自治会名で不動産登記することで、名義人の死亡による相続問題など財産上の問題を回避できるほか、市の公印を押印した団体の証明書を発行できるため社会的な信用が得られるという点が挙げられます。デメリットとしては、地方自治法の規定が適用されるため、代表者（会長）や規約（会則）の変更など、あらゆるタイミングで市への届け出が必要になります。

なお、認可地縁団体については、市の認可の告示が法人登記の替わりになるため、法務局での法人登記は必要なく、そのため、法人番号は付与されません。

（1）法人格取得のための手続きについて

町会・自治会が法人格を取得するためには、下記の①～④の要件を満たす必要があります。

①団体の性質

町会・自治会の目的が、区域内の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動であり、現にその活動を行っていることと認められること。

②区域が明確かどうか

町会・自治会の区域が、住民によって客観的に明らかなものとして定められていること。この区域は、当該町会・自治会が相当の期間にわたって存続している区域の現状によらねばならないこと。

③区域内の住人が構成員になっているか

町会・自治会の区域の住民全員が構成員になれる旨が規約（会則）に規定されていること。また、法人格の認可申請時に、区域内の住民の相当数（一般的には区域内の住民の過半数）が構成員になっていること。

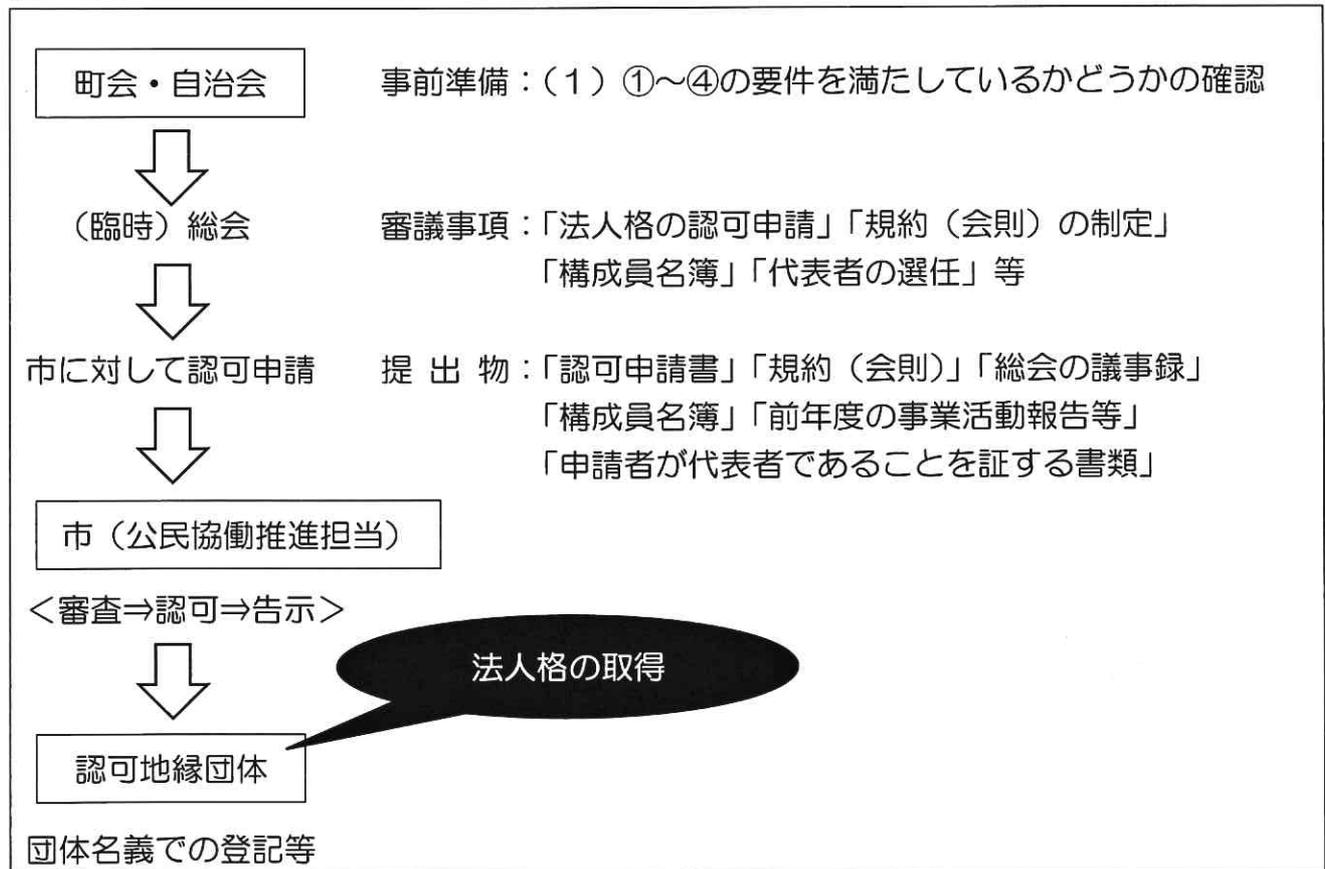
④規約（会則）の制定

「目的」「名称」「区域」「主たる事務所の所在地」「構成員の資格に関する事項」「代表者に関する事項」「会議に関する事項」「資産に関する事項」を規定する規約（会則）を定めていること。（法人格の取得をはかる総会で制定することも可能。）

左記①～④の要件を満たしている場合は、法人格の取得をはかる総会に向けて、「規約（会則）の制定」「構成員名簿の作成」を行い、総会にて、「法人格の認可申請」「規約（会則）の制定」「構成員名簿」「代表者の選任」等についてはかかってください。なお、当該総会については、定例総会・臨時総会の種別は問いません。また、法人格の取得をはかる総会の運営については、法人格取得前の規約（会則）に基づき執り行ってください。

総会終了後は、「認可申請書」に「規約（会則）」「総会の議事録」「構成員名簿」「前年度の事業活動報告等（良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることの証明）」「申請者が代表者であることを証する書類（様式有）」を添えて市役所公民協働推進担当に申請してください。【参考⑫】

【参考⑫】 認可までの主な流れ



(2) 法人格取得後の手続きについて

認可地縁団体になることにより、状況に応じて下記の①～⑤の手続きが可能もしくは必要になります。

①不動産登記

認可地縁団体名にて不動産等資産を登記することが可能です。登記の手続きは、法務局にて認可地縁団体が行ってください。登記後の資産について、市役所公民協働推進担当に報告していただく必要はありません。また、登記にあたっては、⑥の認可地縁団体証明書が必要になります。

②告示事項の変更

次の【】内の告示事項が変更になった場合は、「告示事項変更届出書」に告示事項の変更が承認されたことを証明する書類（総会の議事録等）を添えて市役所公民協働推進担当に届け出てください。

【告示事項】 名称、規約(会則)に定める目的、区域、事務所の所在地、代表者の氏名及び住所、裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無、代理人の有無、規約(会則)に解散の事由を定めたときはその事由、認可年月日

③規約(会則)の変更

規約(会則)を変更する場合は、事前に市役所公民協働推進担当に変更内容について相談していただいた後、総会におはかりいただき、総会の議決後は、「規約変更認可申請書」に規約(会則)の変更が承認されたことを証明する書類（総会の議事録等）と新旧対照表等規約(会則)の変更箇所が分かる資料に変更理由を記載した書類を添えて市役所公民協働推進担当に提出してください。その後、市で審査を行い、規約(会則)の改正に係る認可通知を市から送付いたします。規約(会則)の改正日は、市の認可通知日になります。また、②の【告示事項】を変更する場合は規約(会則)の認可後、②の手続きが必要になります。

④税の申告

認可地縁団体において、収益事業を行った場合は、事業年度の終了後、2ヵ月以内に泉大津税務署、泉北府税事務所、市役所税務室に申告してください。収益事業を行わない場合は、毎年4月末日までに、泉北府税事務所、市役所税務室に均等割（減免措置あり。）の申告をしてください。

⑤その他

認可地縁団体は、少なくとも年1回総会を開催する必要があります。認可地縁団体の構成員は世帯ではなく住民個人であるため、総会の表決権は住民個人に付与されますが、従来の世帯単位で表決権を行使していた実状を踏まえ、規約(会則)に規定することで、「資産の処分」「規約(会則)の変更」「会の解散」「残余財産の処分」という重要案件を除き1世帯1票の表決権とすることが可能になります。

認可地縁団体になることにより、下記の⑥⑦の各種証明書の発行が可能になります。

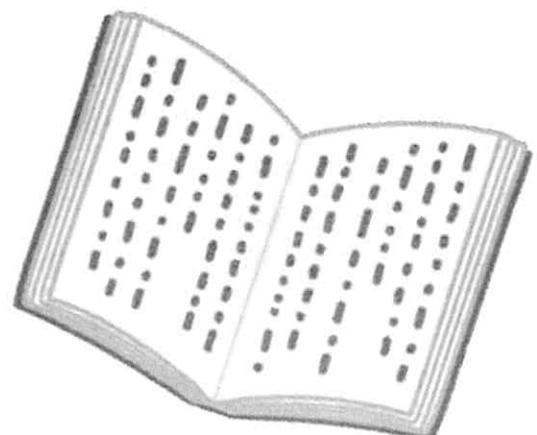
⑥認可地縁団体証明書（告示事項証明書）

認可地縁団体ごとに、告示されている内容を証明する書類で、認可地縁団体の構成員に限らずどなたでも請求することが可能です。認可地縁団体証明書が必要な場合は、「証明書交付請求書」を市役所公民協働推進担当に提出してください。請求書提出後原則1週間以内に証明書が完成し、証明書の発行にあたっては1通につき300円の手数料が必要です。

⑦印鑑登録証明書

認可地縁団体の印鑑は、印鑑登録証明書を取得することで公に立証することが可能になります。証明書を発行するためには、まずは登録したい印鑑（1認可地縁団体につき1個。）を市役所公民協働推進担当にて登録する作業が必要になります。すでに印鑑登録をしている認可地縁団体についても、会長が変更になった場合は、再度印鑑登録が必要です。印鑑登録後は「認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書」に関係書類を添えて市役所公民協働推進担当に提出してください。申請書提出後原則1週間以内に証明書が完成し、証明書の発行にあたっては1通につき300円の手数料が必要です。また、印鑑登録関係手続きに関しては、会長以外の方が手続きをされる場合は、別途委任状が必要です。

 市役所公民協働推進担当では、2年に1回、行政書士を講師に迎えて、認可地縁団体に関する説明会を開催しています。説明内容は認可地縁団体設立に関するものと既に法人格を取得している認可地縁団体を対象とした認可地縁団体の運営に関するものを交互に行っていますが、認可地縁団体に関する内容を記した「認可地縁団体の手引き」の冊子は2年ごとに刷新しておりますので、必要な場合は、お気軽に市役所公民協働推進担当にお申し付けください。



6. 町会・自治会に対する各種支援について

町会・自治会の自主性や独自性を尊重しながら、活発な町会・自治会活動を支援するため、市及び町会連合会では次の補助・支援を行っています。それぞれの補助・支援は予算の範囲内で実施しますので、申請前には、スケジュール等の確認をお願いします。

(1) 補助金制度について

■町会連合会からの補助金制度（町会連合会事務局（市役所3階・99-8103））

・活動補助金

【概要】町会連合会に加盟している校区及び町会・自治会の活動全般を支援するための助成。

【補助額】(校区) (均等割額6千円×校区内町会・自治会数) + (校区内加入世帯数×20円)
(町会・自治会) 均等割額9千円 + (加入世帯数×170円)

【スケジュール】申請案内：新旧校区会長会議（4月）

申請締切：6月

交付：7月下旬

実績案内：校区会長会議（2月）

実績締切：随時

【備考】年度途中に町会連合会に加盟した場合は、校区及び町会・自治会ともに加盟する月を含めた月割りにて交付する。

・加入促進補助金

【概要】町会連合会に加盟している町会・自治会が行う加入促進活動を支援するための助成。

【補助額】新規加入世帯1件につき上限6千円（上限45万円）

【スケジュール】申請案内：校区会長会議（5月）（11月）

申請締切：翌年1月中旬

実績締切：翌年1月下旬

交付：翌年2月下旬

【備考】事業所等一般世帯以外は対象外。

・校区・町会等設立活動補助金

【概要】校区及び町会・自治会の設立に伴う活動全般を支援するための助成。

【補助額】(校区) 校区内加入世帯数500世帯以内で2万円、以降100世帯単位で5千円加算

(町会・自治会) 加入世帯数×3千円（上限45万円）

【スケジュール】随時対応

【備考】既存の町会・自治会からの独立は対象外。

・ ICT推進補助金

【概要】 町会・自治会において、情報発信手段に多様性を持たせ、会員間の情報発信及び共有の場を創設するため、主にアプリケーションソフトウェア等システム開発やインターネット環境を整えるための初期費用の助成。

【補助額】 上限10万円

【スケジュール】 申請案内：校区会長会議（5月）

申請締切：6月下旬

実績締切：12月下旬

交 付：2月中旬

【備考】 何らかの形態（報告会、書面等）で事業報告を行う必要あり（事業報告形態は別途決定）。

■市の各部署等からの補助金制度

・ 掲示板設置等補助金／公民協働推進担当（市役所3階・99-8103）

【概要】 町会・自治会の広報活動を支援し、地域コミュニティの活性化をはかることを目的とし、掲示板の設置及び修繕にかかる費用の一部を助成。

【補助額】 対象経費の2分の1以内で上限10万円

【スケジュール】 申請案内：校区会長会議（5月）

申請締切：6月

実績締切：翌年3月下旬

交 付：随時

【備考】 申請状況に応じて2次募集もあり。

申請多数の場合、校区会長会議内で抽選。

既存掲示板の撤去等にかかる費用は対象外。

・ 町会館等整備費補助金／公民協働推進担当（市役所3階・99-8103）

【概要】 地域住民のコミュニティ活動の促進や福祉の増進をはかることを目的とし、町会館等集会施設の整備にかかる費用の一部を助成。

【補助額】 対象経費の3分の1以内で、新築上限1千万円、修繕等上限5百万円

【スケジュール】 事前協議案内：校区会長会議（7月）

事前協議締切：9月下旬

※申請・実績・交付については翌年度随時対応。

【備考】 整備予定年度の前の年度に事前協議を行う必要あり。

・防犯灯補助金／危機管理課（市役所3階・99-8104）

【概要】市内の犯罪の誘発防止をはかるため、町会・自治会で維持管理している防犯灯に要する各費用の一部を助成。

【補助額】（設置）LED防犯灯1灯につき上限2万5千円
（電気料金）かかった料金の2分の1

【スケジュール】申請案内：校区会長会議（5月）
申請締切：6月下旬
交 付：翌年3月下旬

※設置に係る補助金については
随時対応。

・防犯カメラ電気等料金補助金／危機管理課（市役所3階・99-8104）

【概要】街頭犯罪の未然防止及び犯罪の抑止をはかるため、町会・自治会で維持管理している防犯カメラの電気料金及び修繕に要する各費用の一部を助成。

【補助額】（電気料金）かかった料金の2分の1
（修繕）かかった費用の2分の1（上限2万円）

【スケジュール】申請案内：校区会長会議（5月）
申請締切：6月下旬
交 付：翌年3月下旬

※修繕に係る補助金については
随時対応。

【備考】防犯カメラの設置に係る補助金制度はなし。

・自主防災組織活動補助金／危機管理課（市役所3階・99-8104）

【概要】災害時における地域での自助・共助を助長するため、町会・自治会単位で結成された自主防災組織の活動を推進するために必要な資機材購入及び訓練活動等にかかる費用の一部を助成。

【補助額】（設立）上限20万円
（追加資機材購入）上限10万円（前回補助金から3年を経過して以降）
（訓練）（校区）上限5万円（年額）
（町会・自治会・自主防災組織）
かかった費用の2分の1（上限2万円）

【スケジュール】申請案内：校区会長会議（6月）

・ごみステーション設備設置事業補助金／生活環境担当（市役所2階・99-8122）

【概要】町会・自治会が設置及び管理しているごみステーション設備について、老朽化等による交換等にかかる費用の一部を助成。

【補助額】対象経費の2分の1（上限5万円）

【スケジュール】随時対応（対象町会・自治会と個別調整）

※1月末までに事前申込が必要

【備考】金属等で作製された強固なもので、箱型のものに限る。

■外部団体からの補助制度

・一般コミュニティ助成／公民協働推進担当（市役所3階・99-8103）

- 【助成元】一般財団法人 自治総合センター
- 【概要】コミュニティ活動の促進をはかることを目的に、コミュニティ活動に直接必要な備品等の購入にかかる費用を助成。
- 【補助額】100万円から250万円までの間で10万円単位
- 【スケジュール】事前協議案内：校区会長会議（7月）
事前協議締切：9月初旬
団体選考：校区会長会議（9月）
※申請・実績・交付については以降翌年度対応。
- 【備考】市内で1団体のみ申請可能（申請が採択されない可能性もあり）。

・コミュニティセンター助成／公民協働推進担当（市役所3階・99-8103）

- 【助成元】一般財団法人 自治総合センター
- 【概要】町会館等集会施設の建設又は大規模修繕及びその施設に必要な備品等の購入にかかる費用の一部を助成。
- 【補助額】対象経費の5分の3以内で上限2,000万円
- 【スケジュール】事前協議案内：校区会長会議（7月）
事前協議締切：8月下旬
団体選考：9月上旬
※申請・実績・交付については以降翌年度対応。
- 【備考】認可地縁団体（P.46）のみ申請可能。
市内で1団体のみ申請可能（申請が採択されない可能性もあり）。

（2）その他の支援制度について

■町会連合会からの支援制度（町会連合会事務局（市役所3階・99-8103））

・回覧用バインダー配布制度

- 【概要】2年に1回広告入りの回覧用バインダーを町会連合会で作成し、町会・自治会に無料で配布。
- 【支援内容】回覧用バインダー（必要数）
- 【スケジュール】申請案内：校区会長会議（6月）※2年に1度
配布：12月中旬
- 【備考】協力企業からの広告協賛により無料提供できているため、2年に1回、回覧用バインダーが更新された際は、古い回覧用バインダーとの交換が必要。

・ 掲示・回覧依頼物等の電子データ提供制度

【概要】 校区会長会議を通じて依頼があった掲示・回覧依頼物及びその依頼文のPDFデータを希望校区及び町会・自治会に対して提供。

【支援内容】 掲示・回覧物等の電子データ（希望校区及び町会・自治会）

【スケジュール】 申請：適宜QRコードのメールアドレス宛に町会・自治会名、掲示・回覧依頼物等のデータ提供を希望するメールアドレスを記載して送信。

提供時期：校区会長会議開催日（8月を除く毎月18日）の翌日まで（いずれも土日祝の場合はその翌日）

【備考】 データ受信に伴う通信料は受信者の負担。

申込用（公民協働推進担当宛メール）のQRコード（広告表示あり）



■市の各部署等からの支援制度

・ 地域活動拠点登録制度／危機管理課（市役所3階・99-8104）

【概要】 災害発生時の自助・共助推進を目的に、町会・自治会が町会館等を、自主的に一時避難場所として開設する際の必要物品を貸与。

【支援内容】 毛布、備蓄食料、ブルーシートの貸与

【スケジュール】 申請案内：校区会長会議（6月）

貸与：交付決定後、申請者と調整の上受け渡し。

【備考】 毛布 100世帯を1区分（1から100世帯まで 10枚／1箱）
備蓄食料 500世帯を1区分（1から500世帯まで 50食／1箱）
ブルーシート 200世帯を1区分（1から200世帯まで 10枚／1セット）

・ 戸別受信機設置制度／危機管理課（市役所3階・99-8104）

【概要】 災害時等において、町会館等で「和泉市防災行政無線」放送を聞くための戸別受信機を無料で設置。

【支援内容】 戸別受信機の設置

【スケジュール】 申請案内：校区会長会議（6月）

設置：業者決定後、別途調整。

【備考】 戸別受信機使用にかかる電気代・電池代は町会・自治会負担。

施工業者による現地確認が必要となるため施工日も含めて町会・自治会長等の立ち合いが必要。

・ 地域版タイムラインの作成支援制度／危機管理課（市役所3階・99-8104）

【概要】 災害発生に備えて、「町会・自治会・自主防災組織」と「個人」が事前にとるべき防災行動について「いつ」「誰が」「何をするか」を時系列に整理したタイムラインを各町会・自治会で作成し、自助・共助を推進するための支援。

【支援内容】 地域版タイムラインの作成支援

【スケジュール】 申請案内：校区会長会議（6月）

作成支援：随時対応（対象町会・自治会と個別調整）

・クビアカツヤカミキリ防除用品の配布／環境保全担当（市役所2階・99-8121）

- 【概要】クビアカツヤカミキリの分布拡大抑制を目的として、サクラ・モモ・ウメ等のバラ科樹木の所有者および管理者へ防除用品を配布。
- 【支援内容】1団体1回限り（※例外あり）防除ネット（1.8m×4.0m）最大10枚・登録薬剤（防除用スプレー剤）最大2個
- 【スケジュール】随時対応（ただし防除用品がなくなり次第終了）
- 【備考】申請時に被害木等の写真・本人確認書類等が必要。
防除用品使用後に実績報告（使用後の写真）および2年間の経過報告が必要。

・再資源化事業推進奨励金制度／生活環境担当（市役所2階・99-8122）

- 【概要】町会・自治会等がリサイクル可能な新聞等の集団回収活動をした場合に奨励金を交付。
- 【支援内容】新聞、雑誌・書籍類、段ボール、飲料用紙パック、その他紙類、古繊維の回収量1kgあたり6円を交付
- 【スケジュール】申請時期：上半期は8月、下半期は翌年2月

・地域美化清掃活動への支援制度／生活環境担当（市役所2階・99-8122）

- 【概要】町会・自治会が市内の公共の場所の清掃活動を実施する際の支援。
- 【支援内容】清掃用ごみ袋の無料配布、回収したごみの収集運搬支援
- 【スケジュール】随時対応
- 【備考】事前に活動内容の報告が必要。
土嚢袋(土砂専用)が必要な場合は、土木維持管理室（市役所4階・99-8146）へ。

・出前講座（生涯学習どこでも講座）／生涯学習担当（市役所5階・99-8161）

- 【概要】市役所の各部署の職員が、各部署の取組み内容等について無料（別途材料費等が発生する場合あり）で講座を行う。
- 【支援内容】65の講座（令和7年4月時点）の提供
- 【スケジュール】講座開催希望日の1か月前までに生涯学習担当まで連絡し、担当部署との日程調整の上、申込書（市ホームページからダウンロードもしくは生涯学習担当窓口にて配布）を生涯学習担当に提出。
- 【備考】和泉市在住・在勤又は在学の方で構成された10人以上の団体・学習活動グループで応募すること。

・市民活動団体への支援／和泉ボランティア・市民活動センター「アイ・あいロビー」
（いぶき野5-1-7（アムゼモール1階）・57-0294）

- 【概要】和泉市のボランティアの活動拠点として、市民活動団体（町会・自治会含む）各種支援を行う。
- 【支援内容】コピー機及び印刷機の活用（別途印刷代が発生）
行事への登録ボランティアの紹介（マジック・演奏等）
行事保険の加入受付（条件等があるため事前相談が必要）

7. 町会・自治会に対する依頼事項について

(1) 各種募金依頼について

- 赤十字活動資金／日本赤十字社大阪府支部和泉市地区（福祉総務課）

（市役所2階・99-8126）

【概要】国内災害救護、国際活動、医療事業、血液事業など人のいのちと健康をまもる赤十字活動における資金募集。

【金額】1世帯につき150円（目安）

【スケジュール】協力依頼：5月中旬

締切目安：6月下旬

【備考】各校区会長は和泉市赤十字奉仕団員に就任。（P. 59）。

- 社協会費（住民会費）／和泉市社会福祉協議会（府中町4-20-4・43-7513）

【概要】地域の実状に合わせた取り組みを進めるため、側面的に支えていただくサポーターとしての会費。

【金額】1世帯につき140円（目安）

【スケジュール】協力依頼：校区社会福祉協議会会長会（5月）

締切目安：7月下旬

【備考】会費の50%を校区毎の福祉活動費として各校区社会福祉協議会に還元。

- 赤い羽根共同募金／和泉市社会福祉協議会（府中町4-20-4・43-7513）

【概要】住み慣れた地域で安心して暮らせることができるよう、様々な地域福祉の課題へ取り組むための募金。

【金額】1世帯につき120円（目安）

【スケジュール】協力依頼：校区社会福祉協議会会長会（9月）

締切目安：11月下旬

- 歳末たすけあい募金／和泉市社会福祉協議会（府中町4-20-4・43-7513）

【概要】新たな年を迎える時期に、支援を必要とする人たちが地域で安心して暮らすことができるように取り組むための募金。

【金額】3千円～2万円（目安）

【スケジュール】協力依頼：各町会・自治会長へ直接郵送（11月）

締切目安：12月下旬

(2) 各種委員等の推薦・就任依頼について

■各校区への推薦依頼

・和泉市明るい選挙推進協議会会員／選挙委員会事務局（市役所5階・99-8155）

【概要】理想選挙の実現を図るため、和泉市選挙管理委員会の明るい選挙啓発運動（街頭啓発・期日前投票の立会等）に協力する協議会会員の候補者推薦。

【選出人数】各校区から2～4人

【任期】4年（再任可能）

【選出要件】選挙権を有していて、政治的に公正中立の立場にある人。

【スケジュール】推薦依頼：校区会長会議（1月）※4年に1度
推薦締切：2月

・民生委員・児童委員候補者／福祉総務課（市役所2階・99-8126）

【概要】地域住民の身近な相談相手となり、支援を必要とする住民と行政や専門機関をつなぐパイプ役を務める民生委員・児童委員の候補者推薦。

【選出人数】地区毎に4～27人（世帯数等により変更あり）

【任期】3年（再任可能）※定年あり

【選出要件】原則75歳未満であり、地域実状に詳しく、信望のある人。

【スケジュール】推薦依頼：校区会長会議（5月）※3年に1度
推薦締切：7月中旬

就任：12月1日

【備考】推薦された候補者はそれぞれの地域から、市を通じ厚生労働大臣に推薦され、厚生労働大臣から委嘱を受ける。
一斉改選時以外でも、欠員が生じた場合は補充依頼あり。
退任後も含め守秘義務が課される。

・主任児童委員候補者／福祉総務課（市役所2階・99-8126）

【概要】民生委員・児童委員の中でも、主に児童福祉を専門に担当する主任児童委員の候補者の推薦。

【選出人数】各校区から1人

【選出要件】原則65歳未満であり、地域実状に詳しく、信望のある人
児童福祉に関する理解と熱意、専門的な知識・経験を有している人

※【任期】【スケジュール】【備考】については、民生委員・児童委員と同様。

■各町会・自治会への推薦依頼

・和泉市青少年指導員／生涯学習担当（市役所5階・99-8161）

【概要】地域の関係機関・団体と連携を取りながら、地域の実状に応じた青少年健全育成活動を推進するための委員の推薦依頼。

【選出人数】各町会・自治会から1人

【任期】2年（再任可能）

【選出要件】特に資格なし。青少年に関する諸問題に認識が深く、指導への情熱と青少年への愛着をもって地域活動ができる人が適する。

【スケジュール】推薦依頼：校区会長会議（1月）※2年に1度
推薦締切：4月中旬

・和泉市交通安全委員／交通担当（市役所4階・99-8145）

【概要】地域の交通安全活動を通じて、地域における正しい交通ルールの実践と交通マナーの向上をはかるための委員の推薦依頼。

【選出人数】各町会・自治会から1人

【任期】2年（再任可能）

【選出要件】特に資格なし。交通安全について関心があり、地域活動が可能な人が適する。

【スケジュール】推薦依頼：校区会長会議（1月）※2年に1度
推薦締切：4月中旬

・和泉市ごみ減量等推進員／生活環境担当（市役所2階・99-8122）

【概要】地域のごみ減量活動のリーダーとして、地域のごみの減量・リサイクル推進等をはかるための委員の推薦依頼。

【選出人数】各町会・自治会から若干名

【任期】2年（再任可能）

【選出要件】特に資格なし。

【スケジュール】推薦依頼：校区会長会議（1月）
推薦締切：3月中旬

■各校区会長及び各町会・自治会長への推薦依頼

・校区人権啓発推進協議会委員／人権・男女参画担当（市役所5階・99-8115）

【概要】市民1人ひとりの人権意識の高揚をはかり、お互いの人権を尊重し合う人権文化豊かなまちづくりをめざした啓発を推進するための委員の推薦依頼。

【選出人数】会長、副会長、事務局長、研修部長、会計、運営委員

【任期】1年（再任可能）

【選出要件】特に資格なし。人権について関心があり、地域活動が可能な人が適する。

【スケジュール】推薦依頼：3月～4月（文書にて）

■各校区会長への就任依頼

- ・和泉市赤十字奉仕団員／日本赤十字社大阪府支部和泉市地区（福祉総務課）

（市役所2階・99-8126）

【概要】赤十字活動資金の募集活動や赤十字思想の普及啓発活動に取り組むため、赤十字奉仕団活動について議決し、執行する。

【任期】2年

【選出要件】校区会長

【スケジュール】就任依頼：5月頃

団員活動：総会・研修（5月下旬）

街頭でのPRを伴う募金活動（秋頃）

- ・和泉市社会福祉協議会理事もしくは評議員／和泉市社会福祉協議会

（府中町4-20-4・43-7513）

【概要】社会福祉法にて「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と位置付けられている社会福祉協議会の運営に関する重要事項を執行・議決する。

【任期】理事：2年（再任可能）

評議員：4年（再任可能）

【選出要件】校区会長のうち理事8人、評議員13人

【スケジュール】就任依頼：6月初旬

（3）広報いずみの配布について

市では毎月広報いずみを発行しており、町会・自治会に配布謝礼金を支払い、各会員世帯への配布を依頼しています。広報いずみは、和泉市シルバー人材センターを通じて、発行月の前月25日前後に、町会・自治会から指定された部数に梱包して、納品場所（町会館等）へお届けしますので、各会員世帯に速やかに配布してください。

なお、毎月の広報いずみお届け日等の年間スケジュール表は例年3月頃に町会・自治会長に送付しています。

- ・配布謝礼金について

広報いずみ1部（広報いずみと同時配布物含む）につき14円（年間168円）を、5月号の配布部数に基づき計算し、町会・自治会の指定口座に年2回（10月下旬と翌年3月下旬）振り込みます。

- ・その他

広報いずみの納品場所や梱包部数等に追加や変更が生じた場合は、いずみアピール担当にご連絡いただければ、翌月分から変更します。

- ・問合せ先

いずみアピール担当（市役所3階・99-8101）

(4) その他の依頼事項等について

■各校区会長及び各町会・自治会長への依頼事項

・くすのき賞受賞者対象者の推薦／公民協働推進担当（市役所3階・99-8103）

【概要】市民の模範になる個人又は団体を、和泉市「くすのき賞」として表彰しており、その受賞者対象者の推薦依頼。

【スケジュール】推薦依頼：校区会長会議（11月）

推薦締切：翌年1月中旬

内定連絡：翌年4月中旬

表彰式：翌年5月初旬（和泉市町会連合会総会開催前）

■対象町会・自治会への依頼事項

・避難行動要支援者支援事業説明会への出席と追加台帳の提供／福祉総務課

（市役所2階・99-8126）

【概要】避難行動要支援者（災害が起きたときに自力で避難することが難しい身体の不自由な人や高齢者など）の避難支援体制構築のための説明会への出席依頼及び同意台帳・追加台帳の提供。

【スケジュール】説明会の案内：校区会長会議（5月）

説明会：事業説明、同意台帳の新旧交換（7月）

追加台帳の提供：校区会長会議（12月）

【備考】避難行動要支援者のいない町会・自治会については説明会の出席依頼及び同意台帳・追加台帳の提供はなし。

・各種選挙における投票所等の借り入れ、投票立会人の推薦／選挙管理委員会事務局

（市役所5階・99-8155）

【概要】市内で行う各種選挙において、会館等を投票所として借り入れ、ポスター掲示場設置場所の借り入れ、投票所当日の投票立会人の選出依頼。

【スケジュール】各種依頼：投票日の1～2か月程度前

【備考】投票所の借り入れについては投票所として会館等を指定している町会・自治会のみ対象。

ポスター掲示場設置場所については、設置場所として借用する場合のみ対象。

・児童遊園清掃委託契約／公園緑地担当（市役所4階・99-8139）

【概要】児童遊園について、町会・自治会と市の公園緑地担当と委託契約を締結し、清掃・除草等作業を年1回以上行い、公園の良好な環境維持に努めることを依頼。

【スケジュール】契約案内：5月中旬（新役員等に対して）

契約締結：6月

【委託料】1公園につき年間1万円

【備考】公園緑地担当が指定する公園が区域内に存在しない町会・自治会については不要。

・公園管理委託契約／まなびのプラザ緑化センター（まなび野2-4・51-2340）

【概要】 2千5百㎡未満の公園について、町会・自治会とまなびのプラザ緑化センターが委託契約を締結し、清掃・除草等作業を行い、公園の良好な環境維持に努めることを依頼。

【スケジュール】 契約案内：5月中旬（新役員等に対して）
契約締結：6月

【委託料】 1公園につき年間1万円（上限3万円で面積加算あり）

【備考】 まなびのプラザ緑化センターが指定する公園が区域内に存在しない町会・自治会については不要。



8. その他

(1) よくあるお問い合わせ（行政機関へのお問い合わせ）

町会・自治会長からよくあるお問い合わせ内容をまとめました。記載している内容のほか、市役所に対する一般的なよくあるお問い合わせについては、Yahoo!やGoogle等検索エンジンにて「和泉市 よくあるご質問」と検索すると、カテゴリーごとのよくあるお問い合わせ事項とその回答がご覧いただけます。

また、どこの部署にお問い合わせればいいのか分からない場合は、町会連合会事務局（市役所3階・99-8103）にご連絡ください。

Q：町会・自治会が管理する町会館、地車・神輿等の保管庫などに関する固定資産税・都市計画税の減免申請はどこで手続きしたらいいですか。

A：市役所1階・資産税担当（99-8107）に直接お問い合わせください。

Q：住宅の耐震化に関すること（耐震診断・改修、耐震関連事業者の訪問）についてはどこで相談したらいいですか。

A：市役所4階・建築指導担当（99-8141）に直接お問い合わせください。

Q：管理不全の空家等（建築物の損傷・破損、道路に越境した庭木等）についてはどこで相談したらいいですか。

A：市役所4階・住宅政策担当（99-8190）に直接お問い合わせください。

Q：道路の破損（舗装めくれ、陥没、ガードレール等の道路付属物の破損）などを発見した場合はどこに連絡したらいいですか。

A：状況・場所などを市役所4階・土木維持管理室（99-8147）に連絡してください。なお、補修の必要性を判断し優先順位をつけ対応するため、期間を要することがあります。また、市道以外の場合は、それぞれの管理者（府道の場合は鳳土木事務所（072-273-0123）に連絡してください。）管理者が不明な場合は、市役所4階・土木維持管理室（99-8147）にお問い合わせください。

Q：道路の草刈り、側溝清掃・水路清掃などを依頼したい場合はどこに連絡したらいいですか。

A：状況・場所などを市役所4階・土木維持管理室（99-8147）に連絡してください。なお、順次対応のため期間を要することがあります。また、市道以外の場合は、それぞれの管理者（府道の場合は鳳土木事務所（072-273-0123）に連絡してください。）管理者が不明な場合は、市役所4階・土木維持管理室（99-8147）にお問い合わせください。

Q：カーブミラーの破損を発見した場合や角度調整を依頼したい場合はどこに連絡したらいいですか。

A：カーブミラーの設置場所や管理番号（わかる場合）を市役所4階・土木維持管理室（99-8147）に連絡してください。ただし、市が管理するミラーでない場合など対応できないことがあります。

Q：違法屋外広告物を発見した場合はどこに連絡したらいいですか。

A：状況・場所などを市役所4階・都市政策担当（99-8140）に連絡してください。
※違法屋外広告物とは、電柱やガードレール等に貼られたビラや歩道上に置かれた立て看板・のぼり旗など、容易に動かすことができる広告物を指します。

Q：街路灯や防犯灯の球切れを発見した場合はどこに連絡したらいいですか。

A：ポールに管理者のシールが貼ってあり、主に大きな道路沿いや交差点にある街路灯については、設置場所や管理番号（わかる場合）を市役所4階・土木維持管理室（99-8147）に連絡してください。また、市道以外の場合は、それぞれの管理者（府道の場合は鳳土木事務所（072-273-0123）に）連絡してください。管理者が不明な場合は、市役所4階・土木維持管理室（99-8147）にお問い合わせください。

防犯灯本体に町会・自治会名などが記載されているシールが貼ってある市管理の防犯灯については、設置場所や管理番号（わかる場合）を市役所3階・危機管理課（99-8104）に連絡してください。

【参考】市管理の街路灯（例）



市管理の防犯灯（例）



Q：不法投棄をされた場合はどこに相談したらいいですか。

A：和泉警察署（46-1234）に通報し、被害届を提出することは可能ですが、不法投棄の犯人が見つからなかった場合、最終的に土地の管理者がごみを処分する必要があります。市では処分方法の説明や不法投棄の注意を促す看板を町会・自治会長に対して、市役所2階・生活環境担当（99-8122）にて貸し出すことが可能です。

Q：野良犬・野良猫等の保護や引き取りはどこに相談したらいいですか。

A：野良犬・野良猫等の引き取り、里親探し等は大阪府動物愛護管理センター泉佐野支所（泉佐野市上瓦屋583-1・072-464-9777）に直接お問い合わせください。

Q：犬のフンの放置で困っていますがどこに相談したらいいですか。

A：庁舎第1分館2階・予防推進担当（58-6038）では、散歩中に犬のフンを置き去りにする飼い主について、身元が判明している場合には、直接飼い主に指導をしていますが、飼い主の身元が不明である（どこの人かわからない）場合は、指導が困難です。

フン被害の啓発看板を市のホームページ（Yahoo!やGoogle等検索エンジンにて「和泉市 飼い犬登録 啓発看板」と検索してください。）に掲載しておりますので、ご自身の所有または管理する土地・建物に掲示してご活用ください。

Q：飼い主不明の犬・猫等動物の死骸を発見した場合どこに連絡したらいいですか。

A：死骸の発見場所を市役所2階・生活環境担当（99-8122）に連絡してください。また、土日祝日（1月1日を除く）については、市代表（41-1551）に連絡してください。

Q：放置自転車を発見した場合、どこに相談すればいいですか。

A：道路上に放置されている放置自転車・原付（50ccまで）を発見した場合、市役所4階・交通担当（99-8145）に連絡してください。また、市道以外の場合は、それぞれの管理者（府道の場合は鳳土木事務所（072-273-0123））に連絡してください。

（2）よくあるお問い合わせ（町会・自治会運営に関する問い合わせ）

Q：年度途中で会長が変わったり、会長の住所等が変更になった場合はどうすればいいですか。

A：町会連合会名簿への記載事項のうち「会長氏名」「会長の電話番号」「会長の住所」について変更があった場合は、町会連合会事務局にご連絡ください。ご連絡をいただき次第、町会連合会事務局から、町会連合会名簿にて業務を行っている関係行政機関（市議会議員含む）に対して変更があった旨の通知を行います。

Q：町会・自治会として必ず行わないといけない行事等がありますか。

A：町会・自治会は任意組織であるため、必ず行わないといけない行事は特にありませんが、会費の決算報告や事業計画を会員に報告・説明するために年1回程度総会を開催することや、町会・自治会の決まり事を定める規約（会則）を定めることが望ましいです。

なお、認可地縁団体（P. 46）については、地方自治法にて少なくとも年1回総会を開催すること、規約（会則）を定める必要があることが規定されています。

Q：町会・自治会内のトラブルに関して市は関与してくれますか。

A：会員と会員など民間のトラブルに関しては、市等公の機関は関与できませんので、市の法律相談（日程は広報いずみに掲載）等をご利用ください。なお、市等公の機関が関係しているトラブルに関しては、当該行政機関にご相談ください。

Q：町会・自治会活動を対象とした保険はありますか。

A：町会連合会としては保険に加入していないため、各町会・自治会にて、必要に応じて保険に加入してください。

Q：会費を支払わない会員に対して何らかの罰則を行うことは可能ですか。

A：町会・自治会は法律上「任意団体」「権利能力なき社団」と位置付けられているため、会費を支払わない会員に対して罰則等を行うことはできません。

会費を支払わない会員に対しては、電話連絡や支払いを依頼する書面などで支払いを依頼することしかできません。また、会費については市及び町会連合会の債権ではないため、市（町会連合会事務局）の職員が対応することはできません。

Q：退会した住民に対して防犯灯の維持費等必要経費を請求することは可能ですか。

A：町会・自治会の退会者等の地域住民に対して、防犯灯の維持等相応の経費を請求することは可能ですが、強制はできません。費用を請求する際には金額の妥当性を説明できるようにしておきましょう。

Q：生活保護受給世帯等世帯状況に応じて会費を減額することは可能ですか。

A：可能ですが、対応を統一するため、総会で会費の減額要件やその金額についてはかった上で内規にて定めるなど、他の会員にも説明できる状態にすることが望ましいです。

Q：役員の負担が大きく、なり手がいないのですが良い解決策はありますか。

A：まずは、現在の役員が担っている業務に不必要なものがないかの洗い出しを行うことを勧めます。その上で、役員の任期を2年から1年に短くしたり、役職を増やし役員1人あたりの負担を減らすことをお勧めします。

Q：高齢等世帯状況に応じて役員を免除することは可能ですか。

A：可能ですが、対応を統一するため、総会で役員の免除要件やその詳細についてはかった上で内規にて定めるなど、他の会員にも説明できる状態にすることが望ましいです。

Q：町会・自治会で特定の政党や候補者を応援することはできますか。

A：会員の中には様々な政党や候補者を支持する方があり、選挙についての考え方は多種多様です。町会・自治会として、特定の政党や候補者を応援することは認可地縁団体（P. 46）を除き法律で禁止はされていませんが、会員への投票干渉などで投票の自由を侵害する恐れがあります。

なお、認可地縁団体については、地方自治法第260条の2第9項の規定に基づき、特定の政党や候補者を応援することは禁じられています。

Q：町会・自治会で特定の宗教への寄付等を行うことはできますか。

A：会員の中には様々な宗教を支持する方があり、信教についても多種多様です。そのため、地域の神社の維持・修繕に伴う寄付や、宗教行事への参加等を町会・自治会が強制することは、各会員の信教の自由を侵害する恐れがあります。

地域によっては、氏神との関係も想定されますが、会員の信教の自由を侵害することがないように配慮が必要です。

Q：掲示板数・回覧数が増えた場合はどのように届け出ればよいですか。

A：町会連合会事務局に対して連絡していただければ、校区会長会議を通じての掲示物・回覧物については対応いたします。学校便りや交番便り等市以外からの掲示物・回覧物については、直接依頼元に連絡してください。

Q：回覧用のバインダーが足りなくなったらどこに連絡したらいいですか。

A：町会連合会事務局に必要な部数をご連絡していただければお渡しできます。事務局内に在庫があれば窓口ですぐにお渡しできますが、在庫がない場合は時間を要しますので、事前に電話にて必要部数を伝え、在庫確認をお願いします。

Q：回覧が手間なのですが、市からの回覧は強制ですか。

A：市からの回覧は「お願い」であり「強制」ではありません。ただし、会員に対して有益な情報が含まれている場合もあるため、「回覧」ではなく掲示板への「掲示」にて対応していただくことも可能です。

Q：回覧物が関係機関からバラバラに届くのですが良い解決策はありますか。

A：関係機関に対して、回覧物を届けるタイミングを町会・自治会からの指定日に合わせるよう依頼することをお勧めします。

なお、市から回覧物がある場合は、原則毎月18日に開催される校区会長会議を通じてお渡ししています。

(3) 「明るくあいさつをするまち宣言」について

市では平成25年度から、住民同士のあいさつを呼びかけることで、顔の見える地域社会の実現と地域コミュニティの活性化を促進することを目的として、毎月11日を「ひと(1)とひと(1)とのつながりを大切にする日(11日)」に、「いずみあいさつ運動」を実施してきました。

そして、近年、人と人との関わりの希薄化が進む中、地域の繋がりやコミュニケーションの大切さを再確認する必要があると考え、コミュニケーションの第一歩である「あいさつ」のさらなる浸透を図るため、「明るくあいさつをするまち」とすることを宣言しました。

(「いずみあいさつ運動」を「明るくあいさつをするまち宣言」の取り組みの一環と位置付け、引き続き、市として「いずみあいさつ運動」の駅前啓発などに取り組んでおりますので、ご承知おきください。)

地域・学校・職場における「あいさつ」を積極的に行っていくことは、顔の見える関係を築くうえにおいて大切なことであると共に、地域防犯や子どもたちの安全面からも非常に有効な取り組みと考えます。

各町会・自治会に対しても、のぼり旗等を配布し、「明るくあいさつをするまち宣言」の周知啓発にご協力をいただいております。市から配布された旗については、会館等に配置していただき、「明るくあいさつをするまち宣言」を周知啓発していただきますようお願いいたします。

その他、各町会・自治会において、実際に行っていただいているあいさつ啓発の取り組みについて以下の内容をご紹介します。

【町会・自治会活性化に関するアンケート結果(抜粋)】

「週1回登校時に交通安全指導員による「見守り」を行っている。」

「のぼり旗の掲示。役員各人のあいさつの励行。」

「配布されたのぼり旗を立て、清掃の集まりの時にあいさつ運動のコミュニケーションをとっている。」

「毎月11日、町会長と副会長で登校時の見守りを実施。」

明るくあいさつをするまち宣言

「あいさつ(挨拶)」は、心を開き(挨:あい)、その心に近づく(拶:さつ)という意味があり、人と人とのつながりをスタートさせるためのコミュニケーションの第一歩である。

顔の見える地域社会の実現と地域コミュニティの活性化を目的として、“笑顔でつながる心とところ”を合言葉に、ここに和泉市を「明るくあいさつをするまち」とすることを宣言する。

令和7年7月18日 和泉市

